

つながる信頼、輝く明日のために。

大阪協栄信用組合

ディスクロージャー

2019



大阪協栄信用組合

地域の発展に奉仕します。

ごあいさつ

Top Message

当組合は、昭和26年12月の発足以来、今年で68年目となりました。

これもひとえに組合員の皆様をはじめ、多くの皆さま方のご支援、ご協力の賜物と衷心より厚く御礼申し上げます。

皆さま方からの当組合に対するご理解を一層深めていただきますよう、本年度もディスクロージャー誌を作成いたしました。当組合の経営方針や財務状況、業績などをご説明させて頂いておりますので、ご高覧いただければ幸いです。

日本の経済は戦後最長となる成長を続けており、拡大基調の中で平成の世から令和へと新しい時代の幕開けを迎えました。しかし主要国の拡大基調に変化が生じているのもまた事実です。米中摩擦の深刻化、中国経済の減速が国際的な経済成長に影を落とし、世界経済の潮目が見え隠れしているように思えます。

また、国内では異次元の金融緩和策が続いています。債券、貸出金の運用利回りの低下が止まらず、各金融機関とも厳しい収益環境下であえいでおります。

この厳しい環境下で勝ち残っていくため、当組合では、これからも皆様方の立場に立って課題解決に努め、預金、融資とも時代にあった商品を提供していく所存でございます。

組合員の皆さまにおかれましては、どうぞ引き続き倍旧のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

令和元年7月

大阪協栄信用組合

理事長 船曳真吾



地域におけるリテール金融機関としての自覚をもち、
大手金融機関がやれないスキマ金融に特化することによって、
中小零細企業の経済的地位の向上に貢献するなど、
地域社会の潤滑油としての役割を果たします。



預金積金期末残高

平成31年3月
6,344億円
平成30年3月
6,079億円

貸出金期末残高

平成31年3月
3,872億円
平成30年3月
3,688億円

自己資本比率

平成31年3月
10.31%
平成30年3月
10.26%

Contents

経営方針・法令等遵守態勢・総代会について	3	地域貢献及び地域密着型金融の取り組み状況	11
本事業年度における事業の概況	7	当組合の概要	12
主要計数の状況	8	リスク管理態勢	14
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況	10	資料編	16～38

経営方針

堅実経営に徹します。

信組経営の精神に則り、法令等の遵守、
経営基盤の強化及び効率化による健全経営をすすめます。

■ 法令等遵守態勢

当組合では社会的規範の遵守、すなわち「コンプライアンス」の徹底を期すため、役職員としてあるべき行為、規範を平易に解説したコンプライアンスマニュアルを制定し、全役職員に配布するとともに各本支店で研修を実施いたしております。

今後ともコンプライアンス体制の整備、研修の継続実施、監査部監査の実施等、法令等遵守に関する事前・事後チェック機能の充実と強化に努めてまいります。

■ 総代会について

総代会の仕組みと役割

信用組合は、組合の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられております。しかし、当組合では組合員数が多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

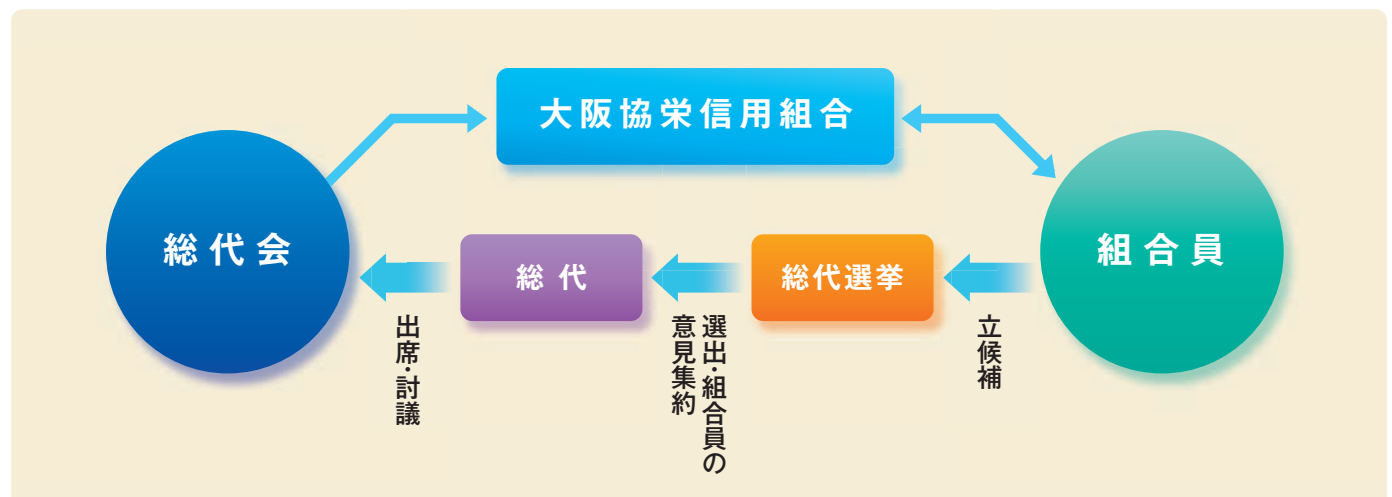
総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。

また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、事業活動等の報告が行われるとともに、決算、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

当組合では、総代会に限定することなく、組合員（利用者）アンケート調査をするなど、日常の営業活動を通じて、さまざまな経営改善活動に取り組んでいます。

● 総代会の仕組み



- ① 経営体制の強化・充実
- ② 健全経営による安定収益の確保
- ③ 業務の合理化・事務の効率化を促進
- ④ 地域密着型金融の推進とコンサルティング能力の向上

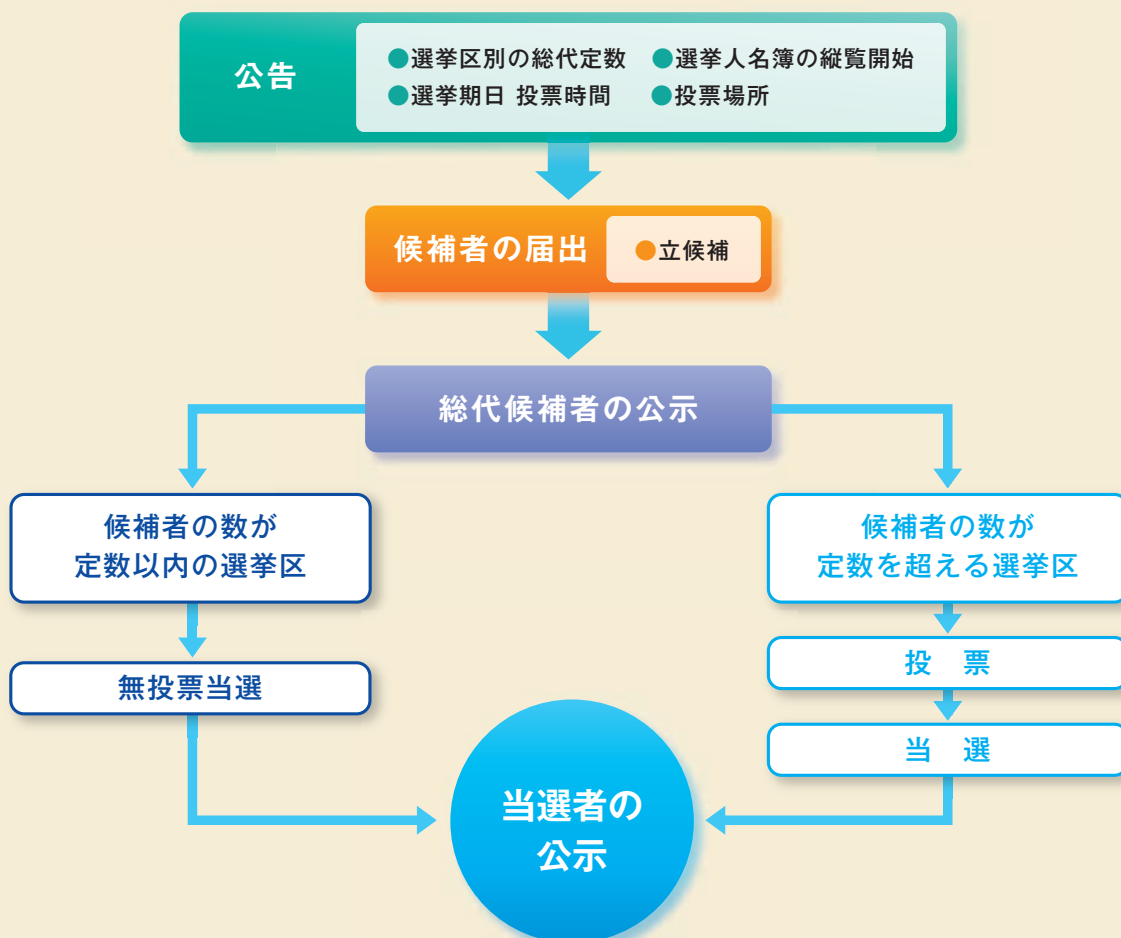
総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約等に則り、各選挙区ごとに自ら立候補した方もしくは選挙区内の組合員から推薦された方の中から、その選挙区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。なお、総代候補者（立候補者（推薦を含む））の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む））を当選者として選挙は行っておりません。

● 総代選挙までの手続き



(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は選挙区を13の区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は120人以上150人以内です。各選挙区及び選挙区ごとの総代の定数は、その選挙区の選挙人名簿に記載された組合員数を基準に、定款及び総代選挙規約に基づき理事会で決定します。

● 総代選挙区と総代定数・氏名等

令和元年5月31日現在

選挙区	総代定数	総代数	氏名(敬称略)			
本店営業部 選挙区	32	32	相賀 鋭雄 ③ 酒井 冴子 ③ 布川 廣志 ③ 池田 敏子 ③ 井上 公孝 ③ 谷村 寿幸 ② 牧 香代子 ③ 有限会社西政家具店 ③ 株式会社つたや ③	株式会社東警サービス ③ ヤマウチ商事株式会社 ③ 株式会社スターチス ③ 株式会社アルファ コーポレーション ③ 日本建物株式会社 ③ 株式会社協和産業 ③ 株式会社むつみ住建 ③ 株式会社日本ライフ クリエイター ③	みなとビルサービス ② 株式会社 ② 株式会社コーニッシュ ③ 株式会社ラポール・ コーポレーション ② 有限会社フェニックス ③ 株式会社ライラック ③ 株式会社 ③ 中川コーポレーション ② 株式会社TAC ①	西山 卓 ② 北側 育男 ② 岩元 良二 ① 鍋谷 一幸 ① 中儀 隆弘 ① 田村 朋之 ① 中島 健志 ① 明平 尚史 ①
扇橋選挙区	18	18	程 東海 ③ 瀬戸 寛治 ③ 福本 裕之 ③ 橋詰 泰育 ③ 長江 健次 ②	山本 松太 ③ 玉田 哲士 ① 株式会社チタン ③ 藤和恒産株式会社 ③ 株式会社グランツ ②	有限会社光生ライフ ③ 株式会社 ③ コーポレートウエスト ③ 新開興産株式会社 ② 有限会社プロシード 不動産販売 ①	有限会社エスタイル ① 上田 充規 ② 谷田 清 ② 平原 幹 ①
住吉選挙区	12	12	栗山 鈴子 ③ 緒方 敏博 ③ 熊田 泰行 ③	地頭所 孝夫 ③ 岩 栄二 ③ 辻 計以子 ③	奥田建設株式会社 ③ さくらホーム株式会社 ③ 有限会社ロードリバー ③	有限会社トシエーステート ② 伊勢住宅株式会社 ① 上続 雅功 ②
阿倍野選挙区	11	11	馬場 祥晃 ② 有限会社エムスリー コーポレーション ③ 株式会社ライフライン ③	株式会社アーク ② 株式会社協栄ホーム ③ 株式会社福 ③	株式会社PeaceMaker ② 株式会社コンチネンタル ① 株式会社エイム ①	日本リープ株式会社 ① 大塚 克己 ①
城東選挙区	12	12	折口 公子 ③ 吉田 勲 ③ 加藤 弘正 ③ 山口 登貴子 ③	高垣 郁 ③ 五洋電気株式会社 ③ 有限会社 ③ マイホームビルダー ③	株式会社 ③ 濱田金一郎商店 ③ 司法書士法人 ① おおじ事務所 ①	千田 正子 ① 大黒 満 ① 北村 英之 ①
新大阪選挙区	13	12	太陽住宅株式会社 ③ サムティ株式会社 ③ 東新興産株式会社 ③ 株式会社新橋企画 ③	株式会社ホームズ ② 株式会社 ③ エスエルホーム ③ タイヨーハウス株式会社 ③	勝司法書士法人 ③ 株式会社中屋工務店 ① 株式会社ピカソ ①	青木 繁昌 ① 塩江 俊哉 ①
豊中選挙区	11	11	松田 浩道 ② 株式会社 ③ エイトコーポレーション ③	有限会社カシェート ② 株式会社アバマン ② 株式会社アセンティア ③	株式会社ドバイ ③ 株式会社プラスワン ① アイトラスト不動産株式会社 ①	JP株式会社 ① 株式会社Asu ① 山内 勇雄 ①
東大阪選挙区	5	4	権野 和宏 ③ 榎野 和美 ③	大阪バネ工業 株式会社 ③	株式会社 エム・エス・ケイ ③	
神戸営業部 選挙区	12	11	齊藤 スミ子 ③ 藤平 満世 ③ 武田 博之 ③ 坂井 季之 ③	片井 行男 ③ 大西 國義 ③ アバント・ホーム 株式会社 ③	司法書士法人 谷町総合事務所 ③ 株式会社幸大 ①	ワールド都市 開発有限会社 ① 杉原 司郎 ①
六甲選挙区	2	1	有限会社東陽建物 ①			
西宮選挙区	4	4	松尾 勝裕 ②	株式会社 ティケイエムレインボー ②	司法書士法人オルト ②	山田 敏和 ②
明石選挙区	4	4	上島 義和 ③	住森 登代 ③	多鹿 裕之 ③	竹谷 美知子 ③
加古川選挙区	4	4	上田 益司 ③	吉井 香代子 ③	岩佐 治 ③	福岡 優 ③

(注)各選挙区は各営業店の所轄地域としています。

(敬称略・順不同)

氏名の後に表示の数字は、旧富士信用組合との合併以降の総代重任回数を示しています。

総代会の決議事項等の議事概要

第68期通常総代会が、令和元年6月27日(木)午前10時より、当組合本店において開催されました。当日は総代数136名のうち、出席124名(うち委任状による代理出席67名)のもと、全議案が可決・承認されました。

報告事項	第1号報告 「第68期事業報告」報告の件
決議事項	第1号議案 「第68期貸借対照表、損益計算書」承認の件 第2号議案 「第68期剰余金処分案」承認の件 第3号議案 令和元年度事業計画及び収支予算案承認の件 第4号議案 組合員の除名の件 第5号議案 役員退職慰労金贈呈の件 第6号議案 理事及び監事選任の件

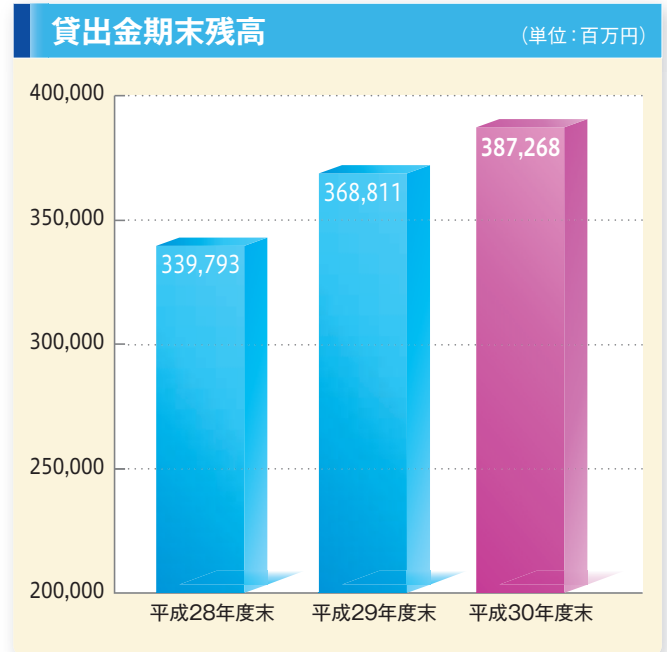
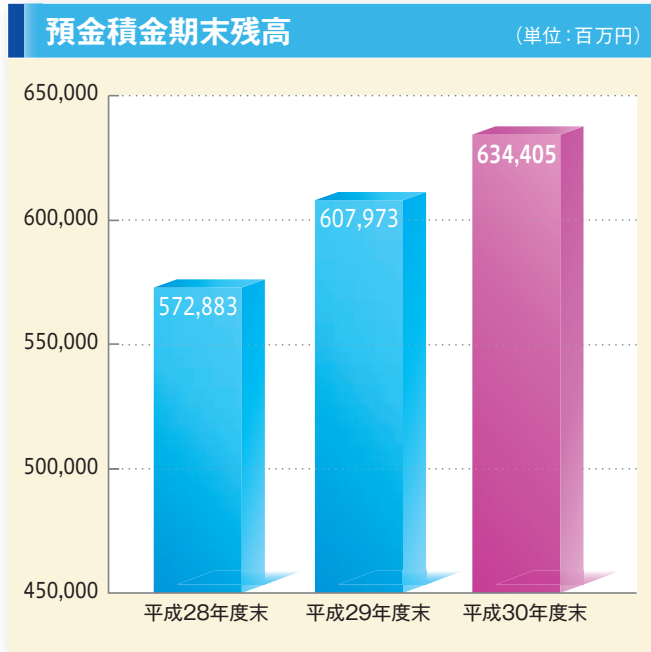


本事業年度における事業の概況

当組合の平成30年度業績は、業務の合理化や事務の効率化を進め、組織態勢の整備を行った結果、次の通りとなりました。

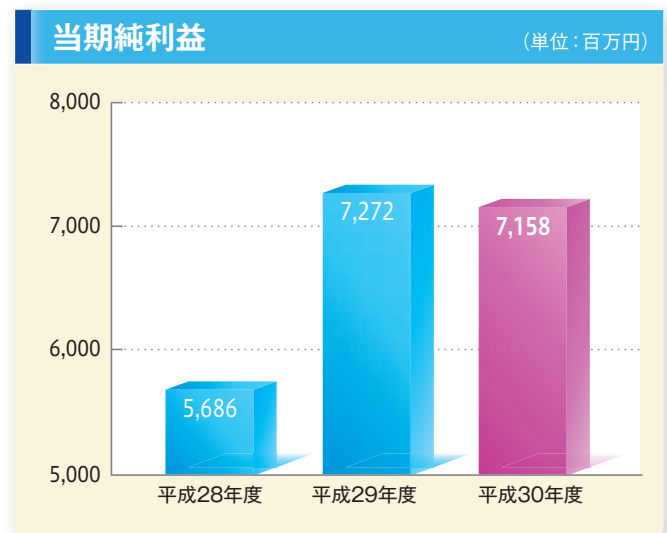
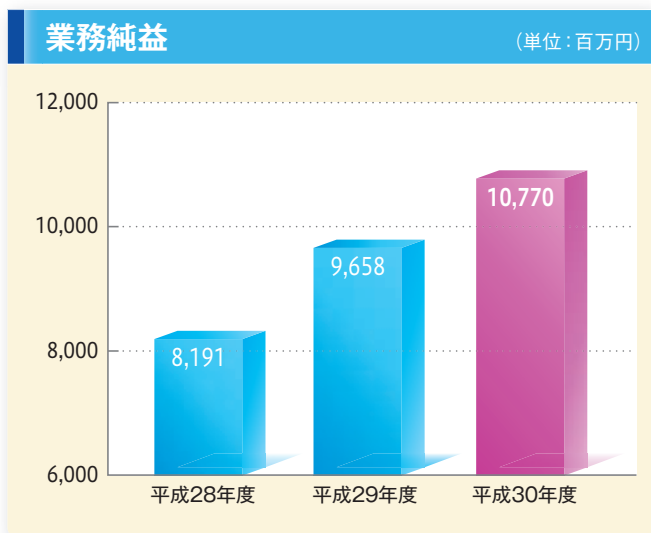
■ 預金・貸出金

預金・積金の期末残高は、前年比264億円増加の6,344億円となり4.3%の伸び率となりました。貸出金の期末残高は、資金需要が低迷する中でもお客様との対話を通じた貸出金増強に積極的に取り組み、前年比では184億円増加の3,872億円、5.0%の伸び率となりました。



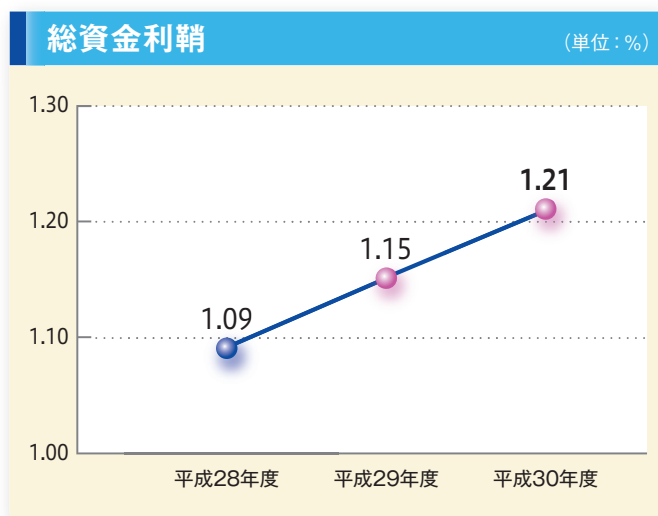
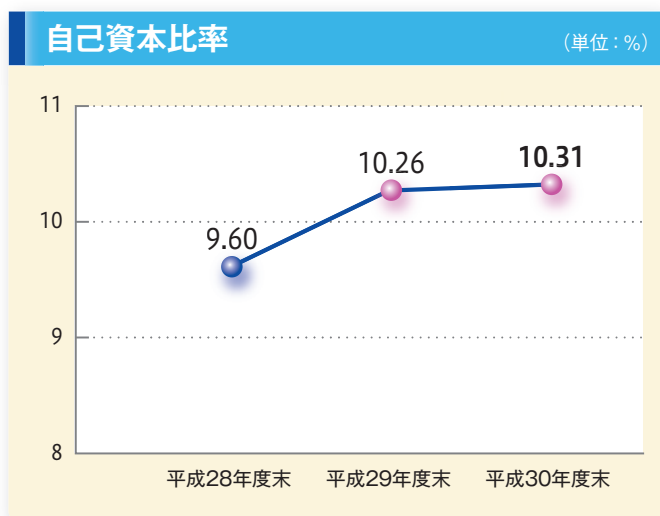
■ 損益

収益面におきましては、中小企業の皆様に、より円滑でタイムリーな資金供給を実施した結果、業務純益は107億7,094万円、当期純利益は71億5,861万円となりました。



■ 自己資本比率

金融機関の健全性の指標である自己資本比率は、好調な業況を背景に前年比0.05ポイント上昇の10.31%となり、国内基準はもとより、国際基準である8.00%を十分にクリアしました。



■ 主要な経営指標の推移

(金額単位:千円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
経 常 収 益	14,662,757	15,800,613	15,346,135	18,047,453	16,684,261
経 常 利 益	7,075,760	8,104,084	7,934,337	11,878,402	9,847,622
当 期 純 利 益	5,099,384	5,771,400	5,686,007	7,272,355	7,158,614
預 金 積 金 残 高	504,858,423	542,183,559	572,883,008	607,973,076	634,405,918
貸 出 金 残 高	299,688,110	317,711,869	339,793,983	368,811,686	387,268,036
有 価 証 券 残 高	183,302,655	181,227,513	184,588,064	203,567,036	214,855,740
総 資 産 額	551,689,553	604,372,342	638,356,669	681,102,265	713,971,816
純 資 産 額	39,140,866	40,288,665	45,141,985	55,028,824	60,509,396
自己資本比率(単体)	8.52 %	9.18 %	9.60 %	10.26 %	10.31 %
出 資 総 額	11,134,175	10,962,284	10,999,842	11,119,001	11,090,237
出資総口数	普通出資	46,820,879口	45,961,421口	46,149,211口	46,745,009口
	優先出資	3,850,000口	3,850,000口	2,000,000口	2,000,000口
出資に対する配当金	普通出資	121,615	118,063	115,877	117,989
	優先出資	31,860	17,860	11,200	11,200
職 員 数	204人	198人	198人	200人	208人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

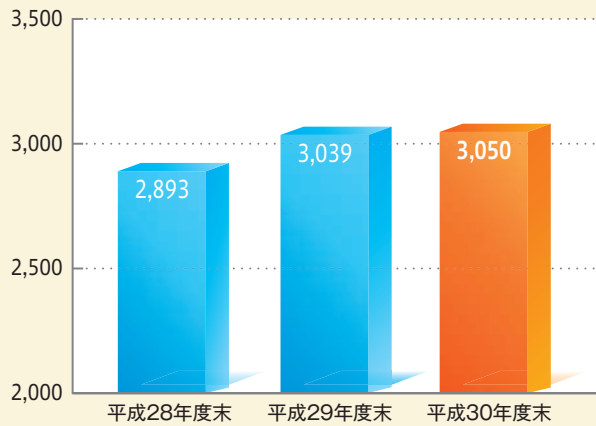
■ 職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末
職員1人当りの預金残高	2,893	3,039	3,050
職員1人当りの貸出金残高	1,716	1,844	1,861

職員1人当りの預金残高

(単位：百万円)



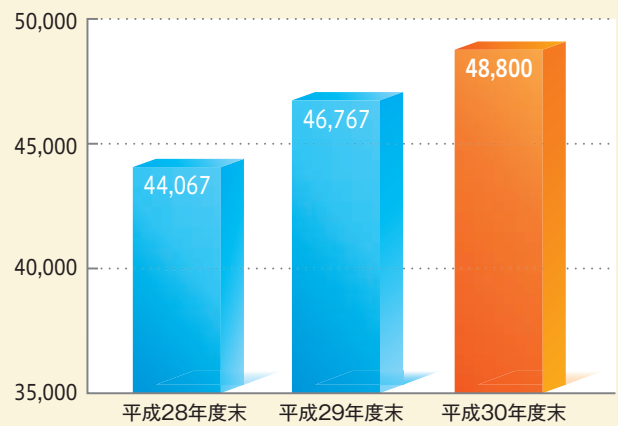
■ 1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末
1店舗当りの預金残高	44,067	46,767	48,800
1店舗当りの貸出金残高	26,137	28,370	29,789

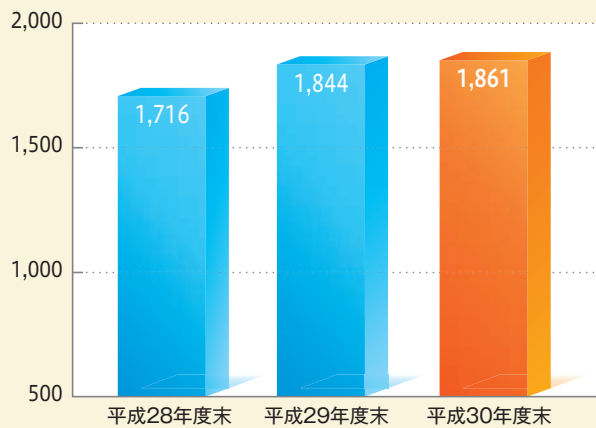
1店舗当りの預金残高

(単位：百万円)



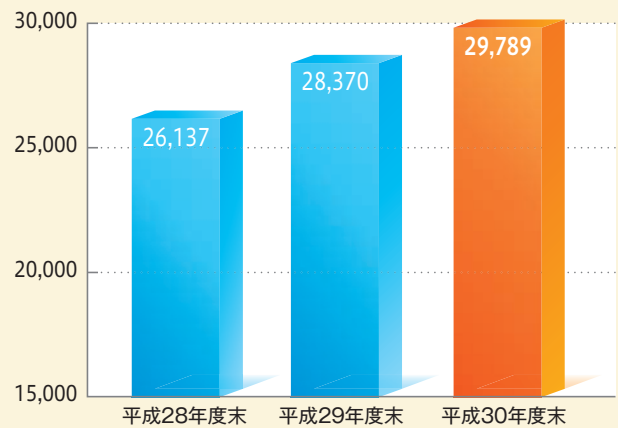
職員1人当りの貸出金残高

(単位：百万円)

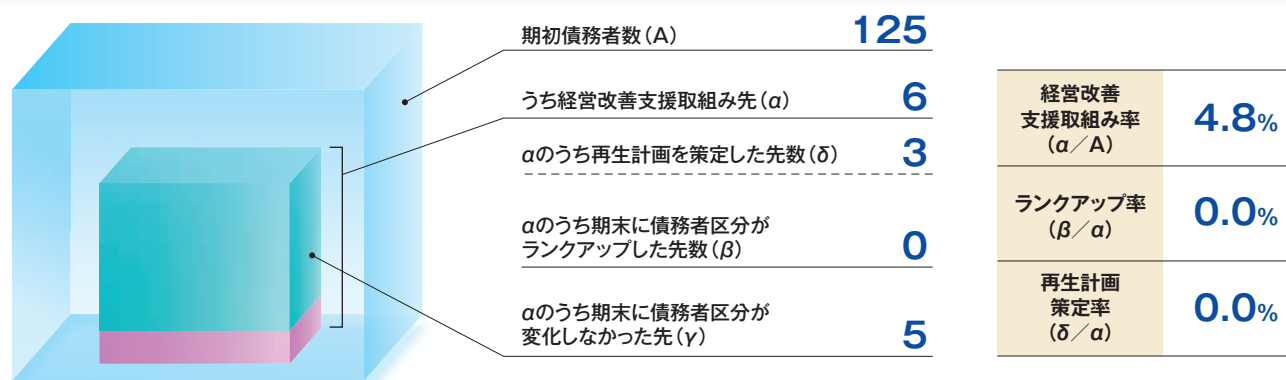


1店舗当りの貸出金残高

(単位：百万円)



■ 経営改善支援等の取り組み実績



(注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。
 2. 期初債務者数は平成30年4月当初の債務者数です。
 3. 債務者数、経営改善支援取組先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。
 4. 「α(アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β(ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。
 なお、経営改善支援取組先で期中に完済した債務者はαには含まれますがβには含んでおりません。
 5. 「αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先γ(ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
 6. 「αのうち再生計画を策定した先数δ(デルタ)」は、αのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
 7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

■ 中小企業の経営支援に関する取り組み方針

中小企業の経営支援に向けて、適切にリスク管理の下、積極的にリスクテイクを行う、金融仲介機能を発揮していく事により、当組合の信頼の維持、業務の健全性及び適切性を確保しております。

中小企業の経営支援に関する取り組み状況

営業担当者が、月に1回以上、融資取引先企業を訪問し、売上の推移や資金繰り状況を聞き取り、必要に応じ資金支援や経営改善計画の策定の援助、或いは貸し出し条件の緩和等の申し出に対応するなど、コンサルティング機能の発揮に努めております。

● 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

本支店一体となった経営改善支援チームで、平成30年度は、経営改善支援先6先(ただし、中小企業以外の1先を除く)を選定し、経営改善への支援策の検討及び実施を行いました。30年度のランクアップ先は0先となりました。

● 創業段階における支援

創業時の資金需要に対応する商品として「大阪協栄サポートローン(創業者向け)」、「創業者向け不動産購入支援ローン」を取扱っております。

● 成長段階における支援

■ ビジネスマッチング

大阪府信用組合の主催により、大阪府下信用組合が共同して、お取引先企業の販路拡大を目的に、平成30年9月情報誌「しんくみビジネスサポート」を7,700部発刊いたしました。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

理事会が中小企業の経営支援に関する重要事項を審議し、その態勢の構築・推進状況を管理しております。中小企業の経営支援の統括部署である審査監理部は、営業店との連携の下、中小企業の経営支援に関する申込・相談・苦情に対する検討・審査及び回答を行っております。

また、平成25年3月、近畿財務局と近畿経済産業局から中小企業の経営を支援する「経営革新等支援機関」の認定を受けております。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、平成26年4月以降、お客様よりご融資の相談を受けた折には、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容に沿って、適切な保証金額での融資取り組みの説明を行い、お客様のご理解を得た上で支援を行っております。

「経営者保証に関するガイドライン」の取組み

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新規に無保証で融資した件数	2	0	0
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	0.25%	0.00%	0.00%
保証契約を解除した件数	12	18	15
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0	0	0

■ 地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、大阪府・兵庫県を営業区域として、社会的、公共的使命を正しく担い、金融サービスの提供を通じて中小零細企業者及び個人の皆さまの経済的地位の向上ならびに地域社会に貢献することを経営理念とする地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が地域の皆さまにお預けいただいた大切な財産である預金を源泉としております。その資金をもとに主として中小零細企業者の発展を支援するための融資活動を行っております。

預金を通じた地域貢献

預金は、地域の皆さまの計画的な資産づくりをお手伝いさせていただくため、魅力ある金利を設定した定期預金を主にお取扱いております。また、お客さまにより良いサービスを提供するため、年に1度お客さまアンケートを実施し、お客さまから頂いた回答をもとに、お客さま満足度の更なる向上を目指し、努力を重ねております。

融資を通じた地域貢献

スキマ金融とクイックレスポンスにより、中小零細企業の皆さまの資金ニーズに対して、必要なときに必要な金額を積極的かつ迅速にお答えできる体制としております。

地域サービスの充実

● 情報提供活動

当組合の財務内容や取扱商品内容を当組合ホームページに掲載しております。

● 講演会の開催

大阪府信用組合協会の主催により、平成30年10月4日大阪市中央公会堂に外交ジャーナリスト・作家の手嶋龍一氏を招き、講演会を開催いたしました。大阪府下信用組合のお取引先から、多数の出席があり、当組合からも106名のお客さまがご出席されました。

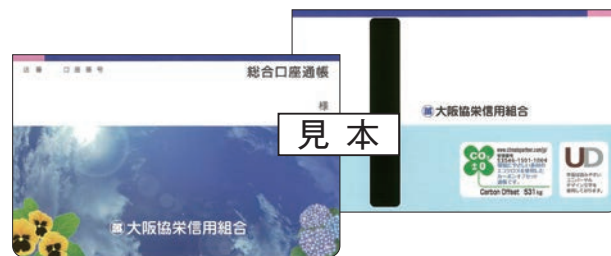
文化的・社会的貢献に関する活動

● 献血運動への参加

大阪府信用組合協会主催の献血運動が、平成30年9月7日に、大阪府信用組合会館で行われ、大阪府下信用組合職員81名が献血に参加し、当組合からも9名が参加いたしました。

● カーボンオフセット通帳の採用

環境問題に配慮し、エコクロス素材を使用した通帳(カーボンオフセット通帳)を採用しております。



企業の社会的責任(CSR)について

大阪協栄信用組合は、経済・環境・社会等の幅広い分野における責任を果たすことにより、当組合自身の持続可能性を高めるとともに、持続可能な地域社会実現を目指し、本業である金融仲介機能に加え、さまざまな地域社会貢献活動に取り組んでまいります。



当組合の概要

(平成31年3月31日現在)

本店所在地	大阪市中央区日本橋2丁目9番18号
設立	昭和26年12月17日
預金積金残高	6,344億5百万円
貸出金残高	3,872億68百万円
自己資本比率	10.31%
店舗数	13店舗
常勤役職員数	219人



■ 当組合のあゆみ (沿革)

昭和26年12月17日	理美容業者組合員の金融面の相互扶助を目的として、協栄信用組合を設立
昭和28年 7月	扇橋支店開設
昭和38年12月	住吉支店開設
昭和51年 3月	本部機構を日本橋の本店営業部から扇橋支店に移転
昭和52年12月	西成支店開設
昭和59年 6月	大阪協栄信用組合に改称
平成13年 6月	城東支店開設
平成14年10月	西成支店移転
平成16年11月	本店営業部仮店舗に移転
平成17年 2月	住吉支店移転
平成17年10月	新大阪支店開設
平成18年 7月	豊中支店開設
平成20年 5月	城東支店移転
平成21年11月	新本店ビル完成、本店営業部・本部機構を移転
平成22年10月	富士信用組合(兵庫県)と合併
平成23年 5月	西宮支店移転
平成23年 8月	中央市場支店廃止、神戸営業部へ統合
平成23年10月	阿倍野支店開設、西成支店廃止、阿倍野支店へ引継
平成24年10月	明石支店移転、東大阪支店開設
平成28年 7月	六甲支店開設
平成30年 5月	加古川支店新築(建替)

■ 役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）

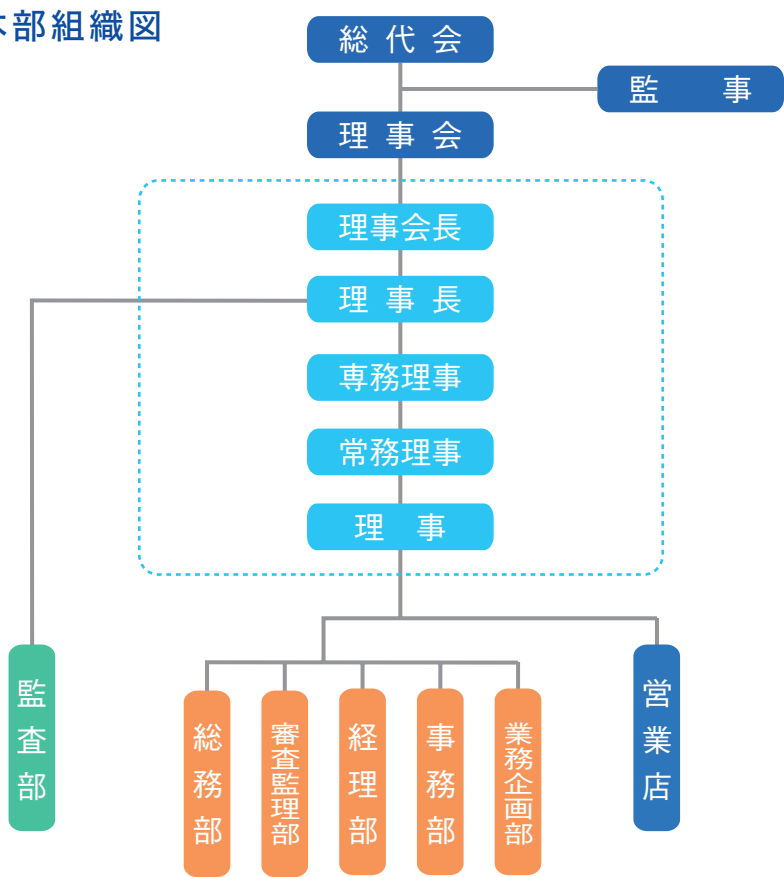
（令和元年6月27日現在）

理事長	船 曳 真 吾	理 事 長	濱 洋 次 郎	理 事	岩 元 良 二
専務理事	日 岡 久 和	理 事	田 華 一 弘	理 事	平 山 聡
専務理事	森 田 亨	理 事	喜 田 利 章	常 勤 監 事	柴 田 聡
常務理事	山 秋 三 郎	理 事	檜 山 利 樹	非 常 勤 監 事	福 田 健 次
常務理事	松 井 豊	理 事	影 山 陽 一		

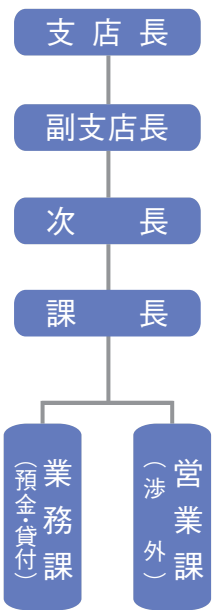
■ 事業の組織

（令和元年6月27日現在）

● 本部組織図



● 営業店組織図



■ 組合員の推移

（平成31年3月31日現在）

（単位：人）

区 分	平成29年度末	平成30年度末
個 人	49,532	51,097
法 人	3,283	3,420
合 計	52,815	54,517

■ リスク管理基本方針

当組合は、自己責任原則に基づいて健全経営及び安定した収益を確保するための体質の強化に取り組むとともに、各業務において発生するリスクを的確に把握し、管理・運営していくために、リスク管理委員会を設置し、リスク管理態勢を整備・強化するとともに、経営陣が総合的なリスクの把握・管理を行うこととしています。

主要なリスク

● 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の経営悪化等により貸出資産の価値が減少ないし消失し、当組合が損失を被るリスクを言います。

当組合は資産の健全性維持、確保の観点から「安全性」「収益性」「公共性」「流動性」の原則に則り、財務内容、企業実態の把握、資金使途及び返済原資の確認など、キャッシュフロー重視の審査により、個別審査の厳格化に取り組みます。

また、信用リスク管理の基本原則を定めたクレジットポリシーを制定し、全職員に徹底を図ることにより、信用リスク管理態勢を整備します。

● 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。当組合は、資産の健全化と収益の向上に積極的に取り組むこととし、特に金利変動に伴う金利リスク、株式や債権などの信用変動がもたらす価格変動リスクに重点を置き、自己資本充実に寄与する運用を原点とし、保守的運用を基本としています。

● 流動性リスク

流動性リスクは、「財務内容の悪化や資金調達に悪影響を及ぼす要因により、必要な資金が確保できなくなり損失を被るリスク（資金繰りリスク）」及び「市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）」からなります。

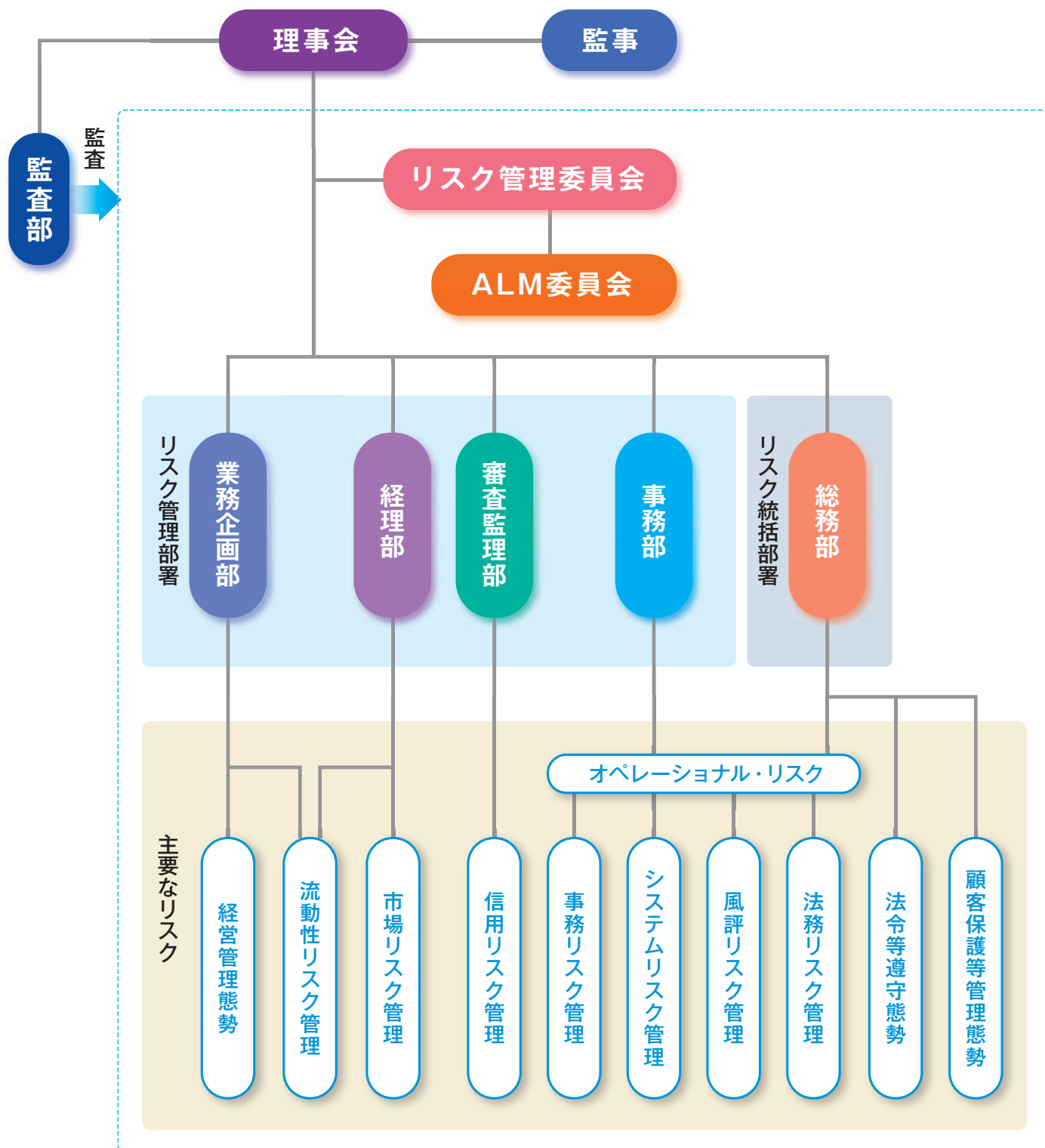
当組合は、リスク管理委員会がいわゆるALM委員会を兼ねて「資産・負債・収益の総合管理」を行っています。的確な資金ポジションを確保するため、預金や貸出金を日常的に集中管理し、日々の管理から緊急時の対応策まで様々なレベルでの流動性リスク対策を策定し、理事会に報告を行うこととしています。

● オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切あるいは機能しないこと、または外部要因によって生じる損失に関するリスクをいう。

当組合は、オペレーショナル・リスクが複合的な形で存在することがあることを十分に認識し、評価・コントロール・モニタリングのための効果的な組織・態勢を整備すること、リスクの顕在化に備えて事故処理態勢・緊急時態勢を整備すること等を基本原則としてオペレーショナル・リスク管理の向上に取り組んでおります。

リスク管理態勢図



資料編

Contents

財務諸表	17
貸借対照表の注記事項	19
経理・経営内容	21
有価証券の時価等情報	23
自己資本の充実の状況	24
資金調達・資金運用	25
経営内容	29
業務内容	34
店舗一覧	35
営業地区一覧	36
よくあるご質問・ご相談	37
索引	38

損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成29年度	平成30年度
経 常 収 益	18,047,453	16,684,261
資 金 運 用 収 益	14,065,644	14,832,027
貸 出 金 利 息	11,177,111	11,722,229
預 け 金 利 息	140,998	141,693
有価証券利息配当金	2,734,152	2,954,872
その他の受入利息	13,381	13,232
役 務 取 引 等 収 益	1,477,074	1,270,110
受入為替手数料	15,257	15,477
その他の役務収益	1,461,816	1,254,633
そ の 他 業 務 収 益	151,134	171,605
国債等債券売却益	131,655	158,537
金融派生商品収益	10,600	11,650
その他の業務収益	8,878	1,418
そ の 他 経 常 収 益	2,353,601	410,517
貸倒引当金戻入益	1,936,173	—
償 却 債 権 取 立 益	222,768	31,201
株 式 等 売 却 益	131,868	244,265
その他の経常収益	62,790	135,051
経 常 費 用	6,169,051	6,836,639
資 金 調 達 費 用	3,210,719	3,159,580
預 金 利 息	3,206,672	3,155,077
給付補填備金繰入額	29	15
その他の支払利息	4,017	4,487
役 務 取 引 等 費 用	21,875	20,856
支 払 為 替 手 数 料	3,713	3,432
その他の役務費用	18,162	17,423
そ の 他 業 務 費 用	28,877	36,937
国債等債券売却損	4,670	27,621
国債等債券償還損	—	9,174
金融派生商品費用	23,200	—
その他の業務費用	1,007	142
経 費	2,798,474	3,021,918
人 件 費	1,859,317	2,097,828
物 件 費	851,459	844,399
税 金	87,697	79,689
そ の 他 経 常 費 用	109,103	597,346
貸倒引当金繰入額	—	360,148
株 式 等 売 却 損	18,445	216,772
そ の 他 資 産 償 却	20,286	18,882
その他の経常費用	70,372	1,542
経 常 利 益	11,878,402	9,847,622

科 目	平成29年度	平成30年度
特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	20,120	104
固 定 資 産 処 分 損	20,120	104
税 引 前 当 期 純 利 益	11,858,281	9,847,517
法人税、住民税及び事業税	2,616,198	2,860,084
法 人 税 等 調 整 額	1,969,728	△ 171,181
法 人 税 等 合 計	4,585,926	2,688,902
当 期 純 利 益	7,272,355	7,158,614
繰越金（当期首残高）	27,220,852	33,627,482
優先出資消却積立金取崩額	—	2,806,535
土地再評価差額金取崩額	—	—
自己優先出資消却額（△）	—	2,806,535
当 期 未 処 分 剰 余 金	34,493,208	40,786,097

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口あたりの当期純利益 152円90銭

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	平成29年度	平成30年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	34,493,208	40,786,097
積 立 金 取 崩 額	—	—
剰 余 金 処 分 額	865,725	838,905
利 益 準 備 金	730,000	720,000
普通出資に対する配当金	117,989	118,905
	(年1.3%の割合)	(年1.3%の割合)
優先出資に対する配当金	11,200	—
優先出資消却積立金	6,535	—
繰越金（当期末残高）	33,627,482	39,947,192

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第68期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和元年6月27日

大阪協栄信用組合

理事長 船 曳 真 吾

監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当していませんので、会計監査人による会計監査の義務付けはありませんが、「ネクサス監査法人」による監査を受けております。

貸借対照表の注記事項

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- なお、複合金融商品について、組込デリバティブを合理的に区分して測定することができない場合には当該複合金融商品全体を時価評価し評価差額を当期の損益に計上しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建物 | 3年～65年 |
| その他 | 3年～20年 |
4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産・特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払い能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、一次査定を営業店等が、二次査定を資産査定部署により資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- なお、平成24年度まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能額として債権額から直接減額していましたが、平成25年度より、担保及び保証からの回収が実質的に終了するまで直接減額を行わない方法に変更しております。
- 平成24年度末において直接減額していた債権のうち、当事業年度末において債権額から直接減額した金額は421百万円（前事業年度末は458百万円）であります。
6. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 役員賞与引当金は役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成30年3月31日現在）
- | | |
|-------------------------------|-------------|
| 年金資産の額 | 367,961 百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 308,451 百万円 |
| 差引額 | 59,510 百万円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自平成29年4月分 至平成30年3月分） 1.337%
- (3) 補足説明
- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高23,811百万円及び別途積立金83,321百万円である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金26百万円を費用処理している。
- なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。
9. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を引当てしております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
13. 有形固定資産の減価償却累計額 1,118 百万円
14. 貸出金のうち、破綻先債権額は128百万円、延滞債権額は9,421百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みが

- ないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。又、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
15. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権はありません。
- なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
16. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は941百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めのを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
17. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権の合計額は10,492百万円であります。
- なお、14. から17. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
18. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形はありません。
19. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
- | | |
|------------|----------------|
| 為替決済保証金 | 預け金 6,000 百万円 |
| 全信組連保障基金機構 | 預け金 722 百万円 |
| 貸出増加支援資金供給 | 預け金 10,000 百万円 |
20. 出資1口当たりの純資産額は1,298 円 45 銭であります。
21. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。
- 仕組債の一部については、利息が為替の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は、主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
- 当組合は、信用リスク管理方針に従い、貸出金について、個別案件ごとに財務内容、企業実態の把握、資金使途及び返済原資の確認など、キャッシュ・フロー重視の審査により与信管理の厳格化に取り組んでいます。
- これらの与信管理は、各営業店及び審査監理部が行っております。
- また、融資審議会を設置し合議制をとり信用リスク管理の強化に向けた厳正な審査体制を構築しております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
- (i)金利リスクの管理
- 当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
- 市場リスク管理方針に基づき、リスク管理委員会で実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 日常的には、経理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ごとにリスク管理委員会に報告しております。
- (ii)為替リスクの管理
- 当組合は、為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに時価評価を行い、管理しております。
- (iii)価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理方針に基づき、有価証券運用基準に従い行われております。このうち、経理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- これらの情報は経理部を通じ、リスク管理委員会において定期的に報告されております。
- (iv)市場リスクに関する定量的情報
- 当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。
- 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）」において

通貨ごとに規定された金利ショック」を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いて算定しております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合の経済価値は、4,269百万円減少、及び下方パラレルシフト（指標金利の低下をいい、日本円金利の場合1.00%低下等、通貨ごとに低下幅が異なる）が生じた場合の経済価値は、3,147百万円増加するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

22. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。
(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(※1)	106,226	106,341	115
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	214,835	214,835	—
(3)貸出金(※1)	387,268		
貸倒引当金(※2)	△ 9,403		
	377,864	384,588	6,724
金融資産計	698,925	705,764	6,839
(1)預金積金(※1)	634,405	645,456	11,051
(2)借入金(※1)	10,000	10,000	—
金融負債計	644,405	655,456	11,051

(※1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期の無い預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、23.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の金額）。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを市場金利で割り引いて現在価値を算定して時価に代わる金額としております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	20
組合出資金(※2)	2,302
合 計	2,322

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

23. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下26.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	3,034 百万円	2,513 百万円	520 百万円
債 券	111,509	108,293	3,215
国 債	6,820	6,574	245
地 方 債	3,226	3,064	161
社 債	101,462	98,654	2,808
そ の 他	49,099	45,381	3,718
小 計	163,642	156,188	7,454

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	3,077 百万円	3,475 百万円	△398 百万円
債 券	4,415	4,428	△13
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	4,415	4,428	△13
そ の 他	43,699	45,329	△1,629
小 計	51,192	53,233	△2,040
合 計	214,835	209,421	5,413

(注1) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

24. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
11,255 百万円	402 百万円	243 百万円

26. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
債 券	7,043 百万円	57,340 百万円	30,709 百万円	18,783 百万円
国 債	—	6,716	104	—
地 方 債	—	1,942	829	454
社 債	7,043	48,681	29,775	18,329
そ の 他	301	25,336	27,013	25,200
合 計	7,344	82,676	57,722	43,983

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	2,376 百万円
賞与引当金繰入額	72
退職給付引当金損金算入限度額超過額	51
役員退職慰労引当金損金算入限度額超過額	126
未払事業税	183
未収利息不計上	40
その他	81

繰延税金資産小計 2,932

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △ 1,190

評価性引当額 △ 1,190

繰延税金資産合計 1,742

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 1,505

繰延税金負債合計 1,505

繰延税金資産の純額 237 百万円

28. その他の出資金1,770百万円は、以下の優先出資を協同組織金融機関の優先出資に関する法律第15条1項の規定に基づき消却したことにより、その他の出資金に振り替えたものであります。

発行日	優先出資額	消却日
平成14年3月14日	200 百万円	平成28年10月31日
平成17年3月30日	540 百万円	平成28年10月31日
平成22年3月31日	2,800 百万円	平成30年10月31日

収益の状況

粗利益

(単位：千円)

科 目	平成29年度	平成30年度
資 金 運 用 収 益	14,065,644	14,832,027
資 金 調 達 費 用	3,210,719	3,159,580
資 金 運 用 収 支	10,854,924	11,672,447
役 務 取 引 等 収 益	1,477,074	1,270,110
役 務 取 引 等 費 用	21,875	20,856
役 務 取 引 等 収 支	1,455,198	1,249,253
そ の 他 業 務 収 益	151,134	171,605
そ の 他 業 務 費 用	28,877	36,937
そ の 他 業 務 収 支	122,256	134,667
業 務 粗 利 益	12,432,379	13,056,369
業 務 粗 利 益 率	1.90%	1.89%

(注) 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	平成29年度	平成30年度
役 務 取 引 等 収 益	1,477,074	1,270,110
受 入 為 替 手 数 料	15,257	15,477
その他の受入手数料	1,461,816	1,254,633
その他の役務取引等収益	—	—
役 務 取 引 等 費 用	21,875	20,856
支 払 為 替 手 数 料	3,713	3,432
その他の支払手数料	15,123	14,913
その他の役務取引等費用	3,039	2,510

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	平成29年度	平成30年度
受 取 利 息 の 増 減	917,720	766,383
支 払 利 息 の 増 減	△20,031	△51,139

業務純益

(単位：千円)

項 目	平成29年度	平成30年度
業 務 純 益	9,658,403	10,770,942

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	29年度	654,251 百万円	14,065,644 千円	2.14%
	30年度	687,870	14,832,027	2.15
う ち	29年度	349,318	11,163,612	3.19
貸 出 金	30年度	375,264	11,722,229	3.12
う ち	29年度	113,992	140,998	0.12
預 け 金	30年度	105,818	141,693	0.13
う ち	29年度	1,200	13,499	1.12
金融機関貸付等	30年度	—	—	—
う ち	29年度	189,408	2,734,152	1.44
有 価 証 券	30年度	206,132	2,954,872	1.43
資 金 調 達 勘 定	29年度	603,439	3,210,719	0.53
	30年度	630,273	3,159,580	0.50
う ち	29年度	593,238	3,206,672	0.54
預 金 積 金	30年度	620,048	3,155,092	0.50
う ち	29年度	—	—	—
譲渡性預金	30年度	—	—	—
う ち	29年度	10,000	—	0.00
借 用 金	30年度	10,000	—	0.00

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(29年度301百万円、30年度202百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

経費の内訳

(単位：千円)

項 目	平成29年度	平成30年度
人 件 費	1,859,317	2,097,828
報 酬 給 料 手 当	1,521,906	1,536,048
退 職 給 付 費 用	114,334	115,726
そ の 他	223,077	446,054
物 件 費	851,459	844,399
事 務 費	181,266	178,056
固 定 資 産 費	190,394	164,643
事 業 費	104,345	114,260
人 事 厚 生 費	26,969	25,725
有形固定資産償却	121,755	139,451
無形固定資産償却	26,078	25,833
そ の 他	200,650	196,429
税 金	87,697	79,689
経 費 合 計	2,798,474	3,021,918

経営諸比率

預貸率及び預証率

(単位: %)

区 分	平成29年度	平成30年度
預 貸 率		
(期 末)	60.66	61.04
(期中平均)	59.08	60.52
預 証 率		
(期 末)	33.48	33.86
(期中平均)	31.92	33.24

(注) 1. 預貸率=貸出金/預金積金+譲渡性預金×100
2. 預証率=有価証券/預金積金+譲渡性預金×100

総資産利益率

(単位: %)

区 分	平成29年度	平成30年度
総 資 産 経 常 利 益 率	1.80	1.42
総 資 産 当 期 純 利 益 率	1.10	1.03

(注) 総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

その他業務収益の内訳

(単位: 百万円)

項 目	平成29年度	平成30年度
外 国 為 替 売 買 益	—	—
商 品 有 価 証 券 売 買 益	—	—
国 債 等 債 券 売 却 益	131	158
国 債 等 債 券 償 還 益	—	—
金 融 派 生 商 品 収 益	10	11
そ の 他 の 業 務 収 益	8	1
そ の 他 業 務 収 益 合 計	151	171

総資金利鞘等

(単位: %)

区 分	平成29年度	平成30年度
資 金 運 用 利 回 (a)	2.14	2.15
資 金 調 達 原 価 率 (b)	0.99	0.94
資 金 利 鞘 (a - b)	1.15	1.21

先物取引の時価情報

該当事項なし

先物取引:取引所に上場された定形商品で、将来の一定期日における価格を現時点において売買する取引のこと。

オフバランス取引の状況

該当事項なし

金銭の信託

運用目的の金銭の信託

該当事項なし

満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

その他の金銭の信託

該当事項なし



有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

満期保有目的の債券

該当事項なし

其他有価証券
 (単位：百万円)

	種 類	平成29年度末			平成30年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	3,613	2,885	728	3,034	2,513	520
	債 券	116,011	112,570	3,441	111,509	108,293	3,215
	国 債	6,865	6,568	297	6,820	6,574	245
	地 方 債	3,270	3,093	177	3,226	3,064	161
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	105,875	102,908	2,966	101,462	98,654	2,808
	そ の 他	36,623	34,959	1,663	49,099	45,381	3,718
	小 計	156,248	150,415	5,833	163,642	156,188	7,454
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,938	2,062	△123	3,077	3,475	△398
	債 券	10,181	10,245	△63	4,415	4,428	△13
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	10,181	10,245	△63	4,415	4,428	△13
	そ の 他	35,177	37,191	△2,014	43,699	45,329	△1,629
	小 計	47,297	49,499	△2,201	51,192	53,233	△2,040
合 計		203,546	199,914	3,632	214,835	209,421	5,413

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当時業年度末における市場価格等にもついております。

2. 上記の「その他」は、外国証券等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券
 (単位：百万円)

項 目	平成29年度末	平成30年度末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—
関 連 法 人 等 株 式	—	—
非 上 場 株 式	20	20
組 合 出 資 金	330	2,302
合 計	350	2,322

自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する事項

(単位:千円)

項 目	平成29年度末	経過措置による不算入額	平成30年度末	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は組合員勘定の額	52,277,233		56,481,642	
うち、出資金及び資本剰余金の額	11,239,214		11,210,450	
うち、利益剰余金の額	41,167,208		45,390,097	
うち、外部流出予定額(△)	129,189		118,905	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,407,332		3,906,398	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,407,332		3,906,398	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	56,684,566		60,388,041	
コア資本に係る調整項目(2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	40,850	10,212	62,714	
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	40,850	10,212	62,714	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	
適格引当金不足額	—	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	
前払金費用の額	—	—	—	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り。)に関連するものの額	—	—	—	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り。)に関連するものの額	—	—	—	
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	40,850		62,714	
自己資本				
自己資本の額((イ)+(ロ))(ハ)	56,643,715		60,325,327	
リスク・アセット等(3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	529,553,678		562,146,037	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△18,850,821		△8,311,296	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△18,861,034		△8,311,296	
うち、上記以外に該当するものの額	10,212		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	22,265,386		22,910,218	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	551,819,064		585,056,255	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.26%		10.31%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

資金調達

預金種目別平均残高

(単位: 百万円、%)

預金者別預金残高

(単位: 百万円、%)

種 目	平成29年度		平成30年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	14,290	2.4	14,639	2.3
定 期 性 預 金	578,947	97.5	605,409	97.6
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—
合 計	593,238	100.0	620,048	100.0

区 分	平成29年度末		平成30年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	594,101	97.7	620,573	97.8
法 人	13,871	2.2	13,832	2.1
一 般 法 人	13,865	2.2	13,821	2.0
金 融 機 関	5	0.0	11	0.0
公 金	0	0.0	0	0.0
合 計	607,973	100.0	634,405	100.0

財形貯蓄残高

該当事項なし

定期預金種類別残高

(単位: 百万円)

項 目	平成29年度末	平成30年度末
固 定 金 利 定 期 預 金	594,177	620,486
変 動 金 利 定 期 預 金	—	—
そ の 他 の 定 期 預 金	—	—
合 計	594,177	620,486

資金運用

有価証券種類別平均残高

(単位: 百万円、%)

貸出金種類別平均残高

(単位: 百万円、%)

区 分	平成29年度		平成30年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	6,648	3.5	6,569	3.1
地 方 債	3,105	1.6	3,077	1.4
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	117,910	62.2	108,033	52.4
株 式	2,890	1.5	5,612	2.7
外 国 証 券	49,229	25.9	70,123	34.0
そ の 他 の 証 券	9,624	5.0	12,716	6.1
合 計	189,408	100.0	206,132	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

科 目	平成29年度		平成30年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	—	—	—	—
手 形 貸 付	17,050	4.8	19,124	5.0
証 書 貸 付	333,355	95.1	356,049	94.8
当 座 貸 越	113	0.0	90	0.0
合 計	350,518	100.0	375,264	100.0

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位: 百万円、%)

有価証券種類別残存期間別残高

(単位: 百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め ないもの
国 債	平成29年度末	—	6,761	103	—	—
	平成30年度末	—	6,716	104	—	—
地 方 債	平成29年度末	—	1,966	222	1,082	—
	平成30年度末	—	1,942	829	454	—
短 期 社 債	平成29年度末	—	—	—	—	—
	平成30年度末	—	—	—	—	—
社 債	平成29年度末	6,433	42,696	50,113	15,275	1,537
	平成30年度末	7,043	48,681	29,775	18,329	2,048
株 式	平成29年度末	—	—	—	—	5,572
	平成30年度末	—	—	—	—	6,131
外 国 証 券	平成29年度末	2,309	13,330	22,148	21,446	—
	平成30年度末	301	25,336	26,734	25,200	—
そ の 他 の 証 券	平成29年度末	—	—	267	—	12,299
	平成30年度末	—	—	278	—	14,947
合 計	平成29年度末	8,742	64,755	72,855	37,803	19,409
	平成30年度末	7,344	82,676	57,722	43,983	23,127

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	平成29年度末	244	0.0
	平成30年度末	213	0.0
有 価 証 券	平成29年度末	—	—
	平成30年度末	179	0.0
動 産	平成29年度末	—	—
	平成30年度末	—	—
不 動 産	平成29年度末	199,995	54.2
	平成30年度末	209,607	54.1
そ の 他	平成29年度末	—	—
	平成30年度末	—	—
小 計	平成29年度末	200,239	54.3
	平成30年度末	210,000	54.2
信用保証協会・信用保険	平成29年度末	2,166	0.5
	平成30年度末	2,594	0.6
保 証	平成29年度末	165,205	44.7
	平成30年度末	174,673	45.1
信 用	平成29年度末	1,200	0.3
	平成30年度末	—	—
合 計	平成29年度末	368,811	100.0
	平成30年度末	387,268	100.0

貸出金金利区分別残高

(単位:百万円)

区 分	平成29年度末	平成30年度末
固 定 金 利 貸 出	36,271	38,274
変 動 金 利 貸 出	332,540	348,994
合 計	368,811	387,268

貸出金償却額

(単位:百万円)

項 目	平成29年度	平成30年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(注) 平成25事業年度より、担保及び保証からの回収が実質的に終了するまで直接減額を行わない方法に変更しております。

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成29年度末		平成30年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	31,832	8.6	30,700	7.9
設 備 資 金	336,979	91.3	356,567	92.0
合 計	368,811	100.0	387,268	100.0

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項 目	平成29年度末		平成30年度末	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	4,407	155	3,906	△500
個 別 貸 倒 引 当 金	4,822	△2,277	5,496	674
貸 倒 引 当 金 合 計	9,230	△2,121	9,403	173

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

業 種 別	平成29年度末		平成30年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	2,212	0.6	1,052	0.3
農 業、林 業	20	0.0	17	0.0
漁 業	—	—	—	—
鉱 業、採 石 業、砂 利 採 取 業	—	—	—	—
建 設 業	6,519	1.8	7,089	1.8
電 気、ガ ス、熱 供 給、水 道 業	717	0.2	1,626	0.4
情 報 通 信 業	724	0.2	687	0.2
運 輸 業、郵 便 業	1,681	0.5	1,600	0.4
卸 売 業、小 売 業	9,207	2.5	10,039	2.6
金 融 業、保 険 業	1,891	0.5	868	0.2
不 動 産 業	266,600	72.3	282,554	73.0
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	253	0.1	137	0.0
宿 泊 業	22,954	6.2	23,746	6.1
飲 食 業	4,033	1.1	3,923	1.0
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	24,151	6.5	24,630	6.4
教 育、学 習 支 援 業	260	0.1	414	0.1
医 療、福 祉	2,664	0.7	2,435	0.6
そ の 他 の サ ー ビ ス	17,855	4.8	19,955	5.2
そ の 他 の 産 業	0	0.0	0	0.0
小 計	361,750	98.1	380,781	98.3
国・地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—
個 人 (住 宅・消 費・納 税 資 金 等)	7,061	1.9	6,486	1.7
合 計	368,811	100.0	387,268	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位: 百万円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金 引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成29年度	447	88	359	447	100.0	100.0
	平成30年度	2,535	1,253	1,281	2,535	100.0	100.0
危 険 債 権	平成29年度	7,493	3,042	4,450	7,493	100.0	100.0
	平成30年度	7,031	2,829	4,201	7,031	100.0	100.0
要 管 理 債 権	平成29年度	1,859	1,240	534	1,775	95.4	86.3
	平成30年度	941	882	58	941	100.0	100.0
不 良 債 権 計	平成29年度	9,800	4,371	5,344	9,715	99.1	98.4
	平成30年度	10,508	4,965	5,542	10,508	100.0	100.0
正 常 債 権	平成29年度	359,387					
	平成30年度	377,174					
合 計	平成29年度	369,187					
	平成30年度	387,682					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等 (B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金 (C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後 (償却後) の計数です。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位: 百万円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)
破 綻 先 債 権	平成29年度	36	0	36	100.0
	平成30年度	128	72	56	100.0
延 滞 債 権	平成29年度	7,900	3,126	4,773	100.0
	平成30年度	9,421	3,995	5,426	100.0
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	平成29年度	0	0	0	—
	平成30年度	0	0	0	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	平成29年度	1,859	1,240	534	95.4
	平成30年度	941	882	58	100.0
合 計	平成29年度	9,796	4,367	5,344	99.1
	平成30年度	10,492	4,949	5,542	100.0

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金 (貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。) のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記 1. 及び債務者の経営再建又は支援 (以下「経営再建等」という。) を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金 (上記 1. 及び 2. を除く) です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金 (上記 1. ～ 3. を除く) です。
5. 「担保・保証額 (B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金 (C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率 (B+C) / (A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

役員等の報酬体系

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては、役位（在任年数）等を、各理事の賞与額については、前期の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

(イ)目的 (ロ)決定方法 (ハ)算定基準

(2) 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	92	200
監 事	6	30
合 計	99	230

- (注)1.前記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「付属明細書」における役員に対する報酬です。
2.支払人数は、理事10名、監事2名です(退任役員を含む)。
3.使用人兼務理事7名の使用人部分の報酬(賞与を含む)は56百万円です。
4.上記以外に支払った役員賞与金は理事78百万円、監事3百万円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員及び当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成30年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注)1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2.「同等額」は、平成30年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3.当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職給与規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることに関与しない報酬となっていないため、職員が過度なリスクを伴う取引を伴う報酬体系はありません。

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様より一層のご満足いただけるよう、お取引に係るご苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出下さい。

*苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

「お取引店舗」または本部「ご相談窓口」にお申し出下さい。

住所: 大阪市中央区日本橋2丁目9番18号
電話番号: 06-6644-6101 / 受付時間: 午前9時～午後5時
(土日・祝日及び金融機関の休日を除く)

苦情等のお申出は当組合のほか、地区しんくみ苦情相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受付けています(詳しくは、当組合総務部へご相談下さい)。

名 称	大阪地区しんくみ苦情等相談所 (一般社団法人 大阪府信用組合協会)
住 所	〒540-0026 大阪市中央区内本町2-3-9
電 話 番 号	06-6941-1441
受付日時間	月～金(祝日及び金融機関休業日を除く) 9:00～17:00
名 称	しんくみ相談所 (一般社団法人 全国信用組合中央協会)
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1
電 話 番 号	03-3567-2456
受付日時間	月～金(祝日及び金融機関休業日を除く) 9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申出を伺い、お申出のお客様の理解を得たうえで、当該信用組合に対し迅速な解決を要請します。

公益社団法人民間総合調停センター及び東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合総務部又はしんくみ相談所へお申し出下さい。

また、お客様が直接、民間総合調停センターや仲裁センターへ申し出ることも可能です。

なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- ①移管調停: 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
例えば、兵庫県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。
- ②現地調停: 東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。
例えば、お客様は、兵庫県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の幹旋人とは面談で、東京の弁護士会の幹旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。
- *移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会下さい。

(仲裁センター等)

名 称	公益社団法人 民間総合調停センター
住 所	〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5
電 話 番 号	06-6364-7644
受付日時間	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～17:00
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電 話 番 号	03-3581-0031
受付日時間	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～15:00
U R L	https://www.toben.or.jp/bengoshi/adr/
名 称	第一東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電 話 番 号	03-3595-8588
受付日時間	月～金(除 祝日、年末年始) 10:00～12:00、13:00～16:00
U R L	http://www.ichiben.or.jp/soudan/adr/kinyu.html
名 称	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電 話 番 号	03-3581-2249
受付日時間	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～17:00
U R L	http://niben.jp/soudan/service/chuusai/adr_kinyu.html

リスク管理態勢 一定性的事項一

- ・自己資本調達手段の概要
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本調達手段の概要

発行主体	大阪協栄信用組合	
資本調達手段の種類	普通出資	その他の出資金
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	9,320 百万円	1,770 百万円

(注)当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまでに内部保留による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させて、経営の健全性・安全性を十分保っているとして評価しております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	信用リスクとは、信用供与先の経営悪化等により貸出資産の価値が減少ないし消失し、当組合が損失を被るリスクを言います。 当組合は資産の健全性維持、確保の観点から「安全性」「収益性」「公共性」「流動性」の原則に則り、財務内容、企業実態の把握、資金使途及び返済原資の確認など、キャッシュフロー重視の審査により、個別審査の厳格化に取組みます。 また、信用リスク管理の基本原則を定めたクレジットポリシーを制定し、全職員に徹底を図ることにより、信用リスク管理態勢を整備します。
管理態勢	1. 段階的権限枠を定め、融資先への迅速な対応に努めるとともに、大口案件については、融資審議会を設置して合議制を敷く等、信用リスク管理の強化に向けた厳正な審査態勢を構築することとします。 2. 融資実行後においても、融資先の定期的フォローアップを年1回以上の貸出資産検討会を実施して中間管理を行い、信用リスクの回避に努めることとします。 3. 内外部の各種研修を通じ、職員の審査能力向上を図り、当組合全体の信用リスク管理におけるレベルアップに努めていきます。 4. 個別案件ごとの審査とは別に、自己責任原則のもと、本部各部から人事発令されたメンバーで構成する自己査定プロジェクトチームを編成して資産の自己査定を実施するとともに、査定結果に基づいて管理部門が適正な償却、引当を行い、資産の健全化の確保に努めます。 5. なお、上記の信用リスク管理方針を見直す場合は、理事会において具体的な信用リスク管理手法の説明を行い、見直す内容について各理事の理解を得ることとします。
評価・計測	信用リスクの評価は、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

■貸倒引当金の計算基準

信用コストである貸倒引当金は、債権（貸出金及び貸出金に準ずる債権）を対象として、資産の自己査定結果に基づき貸倒れ等の実態を踏まえ将来の予想損失額を適時かつ適正に見積り計上しております。（一般貸倒引当金）

正常先に対する債権及び要注意先、要管理先に対する債権について、自己査定結果に基づき債務者区分毎に、貸倒実績率に基づいた損失率を算出し、これに将来発生が見込まれる損失による修正を加えて予想損失率を求めて、これを債務者区分毎の債権額に乗じて算出しています。（個別貸倒引当金）

自己査定結果に基づき「破綻懸念先」「実質破綻先」及び「破綻先」に区分した債権は、原則として、個別債務者ごとに予想損失率を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金としています。

なお、それぞれの結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

- ・株式会社格付投資情報センター
- ・株式会社日本格付研究所
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合は、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断を行っており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当組合の手続きに基づき法的に有効である旨確認の上、適切に取扱っております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券など、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証など、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」などが該当します。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明 及びリスク 管理の方針	オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切あるいは機能しないこと、または外部要因によって生じる損失に関するリスクをいう。 当組合は、オペレーショナル・リスクが複合的な形で存在することがあることを十分に認識し、評価・コントロール・モニタリングのための効果的な組織・態勢を整備すること、リスクの顕在化に備えて事故処理態勢・緊急時態勢を整備すること等を基本原則としてオペレーショナル・リスク管理の向上に取組んでおります。
管理態勢	当組合は、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、風評リスクとし、リスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、適切に管理しております。
評価・計測	事務リスクは、事務取扱規程等を整備し、正確・迅速な事務処理態勢を整備するとともに、現金・重要印刷物等の取扱いを厳格に行っております。 システム（勘定系）は、全国の信用組合が加盟する共同オンラインシステム（信組情報サービス株式会社）を利用しています。コンテンツエンジニアリング等、システムの事故対策を講じることによりリスク管理を行っております。 風評リスクにつきましては、ディスクロージャーを適正に行うとともに、初期対応を的確に行いその影響を最小限にとどめるための態勢整備に取組んでおります。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明 及びリスク 管理の方針	出資その他これに類するエクスポージャーとは、貸借対照表上の「その他資産」に計上されている全信組連出資金等の出資金です。 株式等エクスポージャーとは、有価証券の運用の一環として、上場株式、非上場株式、上場投資信託、非上場投資信託があります。
管理態勢	出資金及び非上場株式の一部は、当組合の経営上、連携を図る目的で保有するものであり、それぞれ毎期の決算書類の分析により業況を管理しております。 それ以外の保有は、有価証券運用の中で中長期的な運用目的で保有するものであり、市場リスク管理の中で適切に管理しております。
評価・計測	「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

●金利リスクに関する事項

1. 「リスク管理の方針及び手続きに関する事項」

(1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、金利の変動により損失を被るリスクで、「資産」と「負債」の経済的価値が変動することで損失を被るリスクをいい、当組合は、市場リスク管理において、金利リスクと株価変動リスクを適切にコントロールしております。

また、銀行勘定の金利リスクについては、「銀行勘定金利リスク計測基準」を定め、定期的に計測し管理しております。

(2) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

市場リスク管理の中で、有価証券運用に伴う金利リスクや株価変動リスクについては、「有価証券運用基準」を定め、定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

(3) 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で銀行勘定の金利リスクを計測しています。

(4) ヘッジ等金利リスクの削減方法に関する説明

有価証券運用に伴う金利リスクについては、「有価証券運用基準」を定め、定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。また、銀行勘定の金利リスク量及びリスク量の最大値の自己資本に対する割合については、四半期ごとにリスク管理委員会でご報告し、管理しております。

2. 「金利リスクの算定手法の概要」

(1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.19 年です。

(2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は 2.5 年です。

(3) 流動性預金への満期の割当ての方法（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

(4) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期預金早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

(5) 複数の通貨の集計方法及びその前提

当期は複数の通貨による運用はしていません。

(6) スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュフローを含めるか否か等）

スプレッドは考慮していません。

(7) 内部モデルの使用等、△ EVE に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

(8) 前事業年度末の開示からの変動に関するその他の説明

開示初年度であるため記載していません。

(9) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当期の重要性テスト結果は、監督上の基準値である 20% に対し、問題のない水準となっております。



リスク管理態勢 一定量的事項一

- ・自己資本の構成に関する事項…自己資本の充実状況P.24をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する事項
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・出資等エクスポージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- ・金利リスクに関する事項

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成29年度末		平成30年度末	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	529,553	21,182	562,146	22,485
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	548,404	21,936	570,451	22,818
(i) ソブリン向け	614	24	599	23
(ii) 金融機関向け	42,379	1,695	59,591	2,383
(iii) 法人等向け	91,979	3,679	90,682	3,627
(iv) 中小企業等・個人向け	355	14	438	17
(v) 抵当権付住宅ローン	324	12	288	11
(vi) 不動産取得等事業向け	342,520	13,700	360,232	14,409
(vii) 三月以上延滞等	11	0	122	4
(viii) 出資等	16,707	668	18,666	746
出資等のエクスポージャー	16,707	668	18,666	746
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	40,758	1,630	23,858	954
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	330	13	2302	92
(xi) その他	12,421	496	13,668	546
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			5	0
ルック・スルー方式			5	0
マーンデート方式			—	—
蓋然性方式(250%)			—	—
蓋然性方式(400%)			—	—
フォールバック方式(1250%)			—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	10	0	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△18,861	△754	△8,311	△332
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	0	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク	22,265	890	22,910	22,916
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	551,819	22,072	585,056	23,402

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

(オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法)

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分		エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						3ヵ月以上延滞 エクスポージャー		
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債 券				デリバティブ取引
			平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度
国	内	630,792	650,072	369,187	387,682	126,834	121,614	—	—	151	404
国	外	56,917	69,393	—	—	56,917	69,393	—	—	—	—
地 域 別 合 計		687,710	719,466	369,187		183,751	191,007	—	—	151	404
製 造 業		29,972	26,418	2,244	1,078	24,609	21,615	—	—	—	—
農 業、 林 業		20	17	20	17	—	—	—	—	—	—
漁 業		11	11	11	11	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		74	144	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業		7,603	8,286	6,593	7,164	800	700	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業		24,486	23,104	733	1,627	23,549	21,344	—	—	—	—
情報通信業		5,669	4,314	899	850	4,520	3,215	—	—	—	—
運輸業、郵便業		14,027	12,969	1,683	1,609	11,950	10,946	—	—	—	—
卸売業、小売業		16,932	18,509	9,284	10,108	7,180	7,776	—	—	1	2
金融業、保険業		192,110	209,139	1,907	880	84,925	99,535	—	—	—	—
不動産業		288,310	306,234	267,155	283,212	9,327	10,323	—	—	149	255
物品賃貸業		1,100	800	—	—	1,100	800	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		26	26	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業		22,971	23,764	22,971	23,764	—	—	—	—	—	145
飲食業		4,049	3,940	4,049	3,938	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業		26,977	27,091	26,053	26,268	900	800	—	—	—	—
教育、学習支援業		260	414	260	414	—	—	—	—	—	—
医療、福祉		2,683	2,472	2,668	2,438	—	—	—	—	—	979
その他のサービス		16,884	19,300	16,567	18,457	300	804	—	—	—	—
その他の産業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等		14,584	13,144	—	—	14,584	13,144	—	—	—	—
個人		6,083	5,838	6,083	5,838	—	—	—	—	—	—
その他の他		12,868	13,222	0	0	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		687,710	719,166	369,187	387,682	183,751	191,007	—	—	151	404
1 年 以 下		112,899	113,028	17,377	20,413	8,723	8,834	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下		37,257	40,640	12,010	8,613	25,246	32,026	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下		43,257	55,155	5,188	5,831	38,069	49,323	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下		51,688	42,128	8,459	9,554	43,229	32,574	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下		44,282	37,052	15,705	14,213	28,310	22,839	—	—	—	—
10 年 超		348,977	372,421	310,413	329,029	38,563	43,392	—	—	—	—
期間の定めのないもの		36,478	45,517	33	27	1,608	2,016	—	—	—	—
その他の他		12,867	13,221	—	—	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計		687,710	719,166	369,187	387,682	183,751	191,007	—	—	—	—

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には有形・無形固定資産、その他の資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業種別	個別貸倒引当金												
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高		貸出金償却		
					目的使用		その他						
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	
製 造 業	28				22		6						
農 業 、 林 業													
漁 業													
鉱業、採石業、砂利採取業													
建設業	158	151	151	156		13	158	137	151	156			
電気、ガス、熱供給、水道業													
情報通信業	1,399						1,399						
運輸業、郵便業	47	43	43	16			47	43	43	16			
卸売業、小売業	49	23	23	232	23		26	23	23	232			
金融業、保険業													
不動産業	2,285	1,794	1,794	1,473	44	137	2,241	1,657	1,794	1,473			
物品賃貸業													
学術研究、専門・技術サービス業													
宿泊業	2,761	2,563	2,563	2,215			2,761	2,563	2,563	2,215			
飲食業	74	1	1	0	74		0	1	1	0			
生活関連サービス業、娯楽業	5	4	4	1,223			5	4	4	1,223			
教育、学習支援業													
医療、福祉	61	59	59	56			61	59	59	56			
その他のサービス	199	174	174	121		36	199	138	174	121			
その他の産業													
国・地方公共団体等													
個人	27	5	5		20		7	5	5				
合 計	7,099	4,822	4,822	5,496	185	187	6,914	4,635	4,822	5,496			

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成29年度末		平成30年度末	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0	1,289	27,663	215	28,532
10	2,416	246	1,870	200
20	38,470	94,856	44,102	96,289
35	—	928	—	822
40	3,112	—	6,717	—
50	60,378	23	59,364	25
70	2,909	—	7,316	—
75	—	464	—	578
100	50,041	389,436	37,986	411,350
120	8,545	—	13,157	—
150	498	—	—	0
200	900	—	900	—
250	5,528	—	7,703	—
270	—	—	2,029	—
合 計	174,089	513,620	181,364	537,801

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限り、
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分して
います。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分
を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれており
ません。

出資等エクスポージャーに関する事項 (単位:百万円)

●貸借対照表計上額及び時価等

区 分	平成29年度		平成30年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	17,319	17,319	20,603	20,603
非 上 場 株 式 等	1,149	1,149	2,779	2,779
合 計	18,469	18,469	23,382	23,382

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のう
ち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に
含めて記載しています。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位:百万円)

			平成29年度	平成30年度
売 却 益			131	297
売 却 損			18	216
償 却			—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、『子会社株
式及び関連会社の評価損益』です。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	300
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性(250%)方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性(400%)方式を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式を適用するエクスポージャー	—	—

信用リスク削減手法に関する事項 (単位:百万円)

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成29年度末	平成30年度末	平成29年度末	平成30年度末	平成29年度末	平成30年度末
信用リスク削減手法が適用 されたエクスポージャー	253	218	13	10	—	—
①ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	50	58	—	—	—	—
④中小企業等個人向け	44	34	13	10	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	1	1	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	156	124	—	—	—	—
⑦三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
⑧そ の 他	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協
会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポ
ージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証された
エクスポージャー)を含みません。
3. 「その他」とは、①～⑦に区分されないエクスポージャーです。具体的には
個人向けエクスポージャーが含まれます。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
評 価 損 益	1,039	2,290

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」と
は、その他有価証券の評価損益です。

金利リスクに関する事項 (単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク

		イ	ロ
		ΔEVE	
		当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	4,269	—
2	下方パラレルシフト	△3,147	—
3	ス テ ィ ー プ 化	5,111	—
4	フ ラ ッ ト 化	—	—
5	短 期 金 利 上 昇	—	—
6	短 期 金 利 低 下	—	—
7	最 大 値	5,111	—
		ホ	へ
		当期末	前期末
8	自 己 資 本 の 額	60,325	56,643

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載して
おります。
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31
年2月18日)による改正により、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測
方法等が変更となりました。このため開示初年度につき、当期末分のみ開
示しております。
なお、前年度開示しておりました旧基準による「金利リスクに関して内部管
理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」(平成29年
度)は573百万円でございます。の算出に使用した金利ショックは、旧アウト
ライヤー基準に係る200BP平行移動であり、当期末のΔEVEとは計測方
法が異なります。このため、両者の計数の差異が金利リスクの増減を示す
ものではありません。

●主要な事業の内容

A. 預金業務

- (イ) 預 金・定期積金
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、
別段預金等を取扱っております。
- (ロ) 譲渡性預金
取扱っておりません。

B. 貸出業務

- (イ) 貸 付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
- (ロ) 手形の割引
商業手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、
その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

取扱っておりません。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

- (イ) 債務の保証業務
- (ロ) 有価証券の貸付業務
- (ハ) 国債等の引受け及び引受国債等の募集の取扱業務
- (ニ) 代理業務
- (a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、
(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務
- (b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
- (c) 日本銀行の蔵入取次業務
- (ホ) 地方公共団体の公金取扱業務
- (ヘ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務
- (ト) 保護預り及び貸金庫業務

手数料一覧表

(令和元年7月1日現在)

(表示金額には8%の消費税が含まれています。)

為替手数料			種 類	料 金	ATM
振 込 (1件)	当 組 合	自 店	宛	648 円	432 円
	本 支 店	他 店	宛	648 円	432 円
	他 行 宛	電 信 扱		1,080 円	864 円
代理取立 (1通)	当 組 合	自 店	宛	0 円	ATM設置 店舗 神戸営業部 のみ
	本 支 店	他 店	宛	0 円	
	他 行 宛	同 一 手 形 交 換 地 域 内		432 円	
		隔 地	至 急 扱	1,080 円	
	普 通 扱		864 円		
そ の 他	振込の組戻料 (1件)			1,080 円	
	取立手形の組戻料 (1通)				
	不渡手形の返却料 (1通)				
	取立手形の店頭呈示料 (1通)				
種 類					料 金
当 座 預 金	小切手帳	1冊(50枚)		5,400 円	
	約束手形帳	1冊(50枚、大阪府下店舗用)		5,400 円	
		1冊(20枚、兵庫県下店舗用)		2,160 円	
	マル専口座取扱手数料(割賦販売通知書1枚につき)			6,480 円	
	マル専手形	(1枚につき)		1,080 円	
自己宛小切手				発行1枚につき	540 円
通帳証書等再発行					1,080 円
証明書発行手数料	残高証明書・融資証明書			1通	432 円
	その他証明書			1通	432 円
取引履歴照会 事務手数料	依頼日より遡って3ヵ月以内の取引				無料
	依頼日より遡って3ヵ月超5年以内の取引				1,620 円
全自動貸金庫手数料 (年間手数料)	依頼日より遡って5年超10年以内の取引				3,240 円
	本店営業部、阿倍野支店 (小型:16,200円、大型:25,920円)				
(年間手数料)				東大阪支店 (小型:16,200円、中型:22,680円、特大型:29,160円)	
保護函手数料(年間手数料)					12,960 円
両替手数料	※窓口及び渉外扱いでの紙幣・硬貨の両替 ※ご持参金種又はご希望金種のいずれか多い方の合計枚数 ※口座へご入金後、当日直ちにお払戻しになる場合も対象 ※金種を指定したご出金(同一金種10枚を超えるもの)も対象 【無料のお取扱い】 ・汚損した紙幣・硬貨の同一金種への両替のお取扱いにつきましては、無料とさせていただきます。			両替枚数	
				1~50枚	54 円
				51~500枚	540 円
				501枚~1,000枚	1,080 円
				(以降500枚ごとに)	(540円を加算)
融資関係手数料					料 金
不動産担保事務手数料 (融資一案につき)		担保物件が1箇所のとき		54,000 円	
		担保物件の追加1箇所ごとに		21,600 円	
不動産担保抹消事務手数料(抹消時、一物件ごとに)				10,800 円	
住宅ローン	返済方法の変更			10,800 円	
	一部繰上償還			10,800 円	
	全額繰上償還			54,000 円	

国 際 業 務

外国為替取扱高

該当事項なし

外貨建資産残高

該当事項なし

証 券 業 務

公共債引受額

該当事項なし

(注) 地方債、政府保証債は取扱っておりません。

公共債窓販実績

該当事項なし

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区 分	平成29年度末	平成30年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	—	—
そ の 他	—	—
合 計	—	—

当組合の子会社

該当事項なし

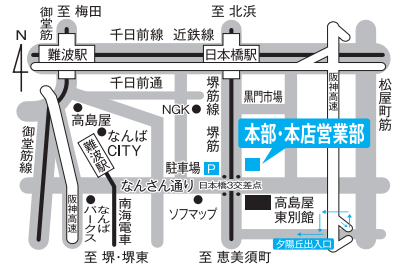
(注) 上記「子会社」は、協同組合による金融事業に関する法律第4条の2(信用協同組合の子会社の範囲等)に規定する会社です。

店舗一覧 (事務所の名称・所在地)

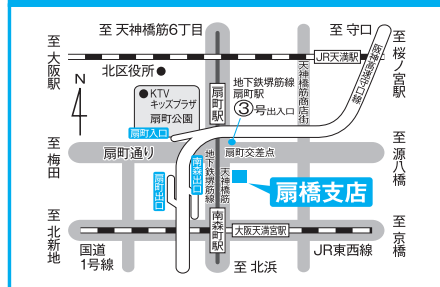
(令和元年6月現在)

店 名	住 所	電 話
本 部	〒542-0073 大阪市中央区日本橋2丁目9番18号	06-6644-6101
本店営業部	〒542-0073 大阪市中央区日本橋2丁目9番18号	06-6644-6321
扇 橋 支 店	〒530-0041 大阪市北区天神橋3丁目8番12号	06-6351-8171
住 吉 支 店	〒559-0006 大阪市住之江区浜西3丁目11番4号	06-6674-3681
阿倍野支店	〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋2丁目4番43号	06-6622-1500
城 東 支 店	〒536-0016 大阪市城東区蒲生2丁目9番10号	06-6935-5544
新大阪支店	〒532-0011 大阪市淀川区西中島5丁目14番22号	06-6101-1515
豊 中 支 店	〒560-0021 豊中市本町1丁目9番35号	06-6850-2845
東大阪支店	〒577-0056 東大阪市長堂2丁目1番8号	06-6788-8080
神戸営業部	〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目4番18号	078-331-9904
六 甲 支 店	〒657-0029 神戸市灘区日尾町3丁目2番5号	078-854-6363
西 宮 支 店	〒662-0961 西宮市御茶家所町2番15号	0798-33-4554
明 石 支 店	〒673-0892 明石市本町1丁目2番31号	078-912-0707
加古川支店	〒675-0063 加古川市加古川町平野字分木192番5	079-423-5877

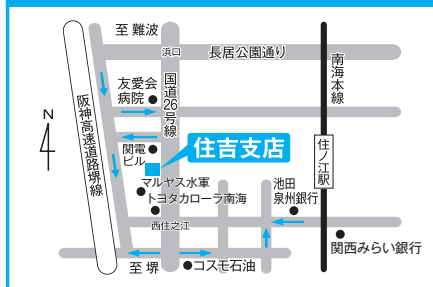
本部・本店営業部



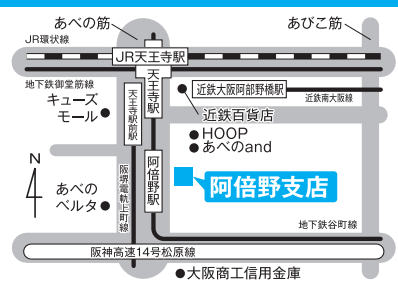
扇 橋 支 店



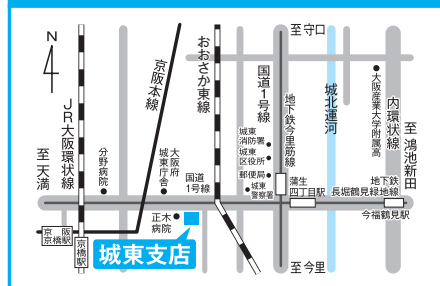
住 吉 支 店



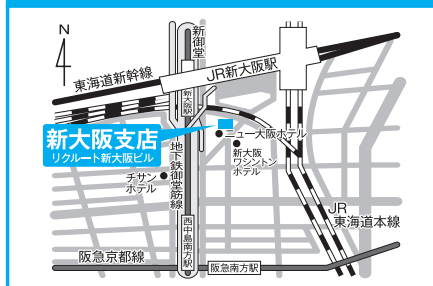
阿 倍 野 支 店



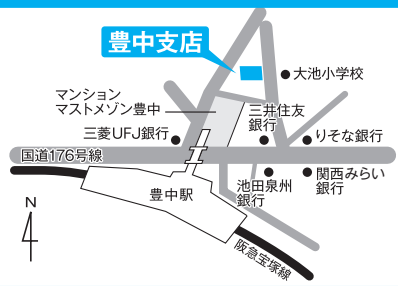
城 東 支 店



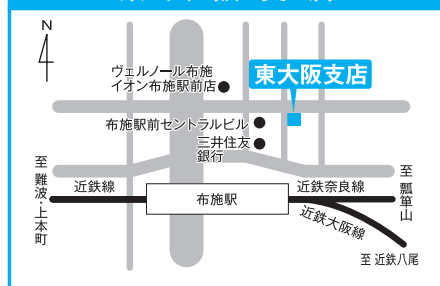
新 大 阪 支 店



豊 中 支 店



東 大 阪 支 店



神 戸 営 業 部



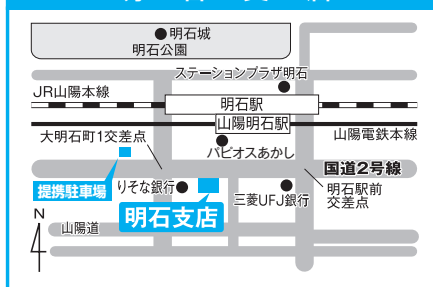
六 甲 支 店



西 宮 支 店



明 石 支 店



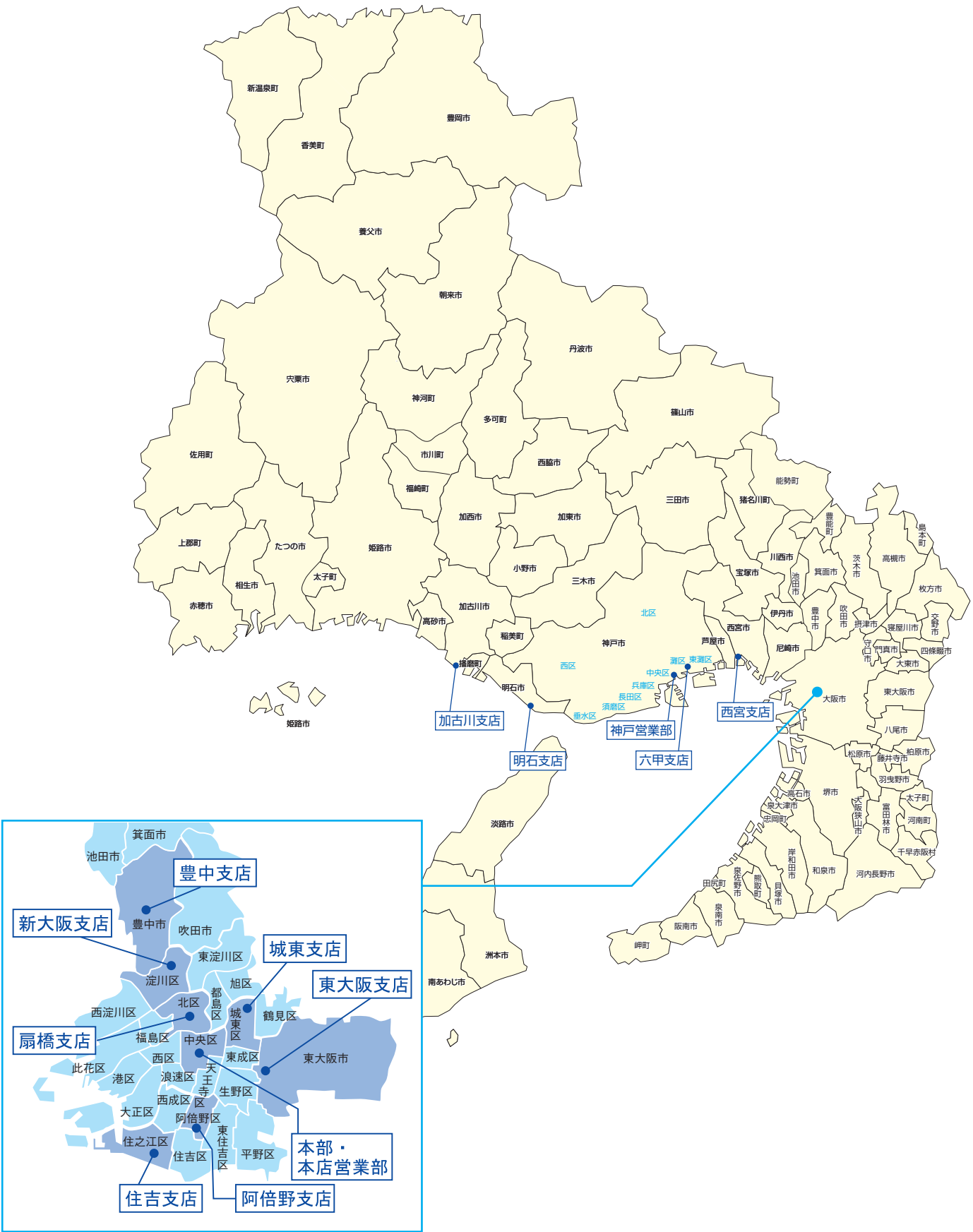
加 古 川 支 店



営業地区一覽

(令和元年6月現在)

大阪府及び兵庫県全域



Q.1 信用組合とは？

- A.1** 中小企業者及び勤労者等が相互扶助の精神に基づき、協同して事業を行うために必要な組織・事業内容を定めた法律「中小企業等協同組合法」を根拠法とする法人で、監督法規である「協同組合による金融事業に関する法律」に基づいて営業を行っています。

Q.2 組合員には誰でもなれますか？

- A.2** 当組合の営業地区内に居住又は勤務されている個人の方ならば、当組合の営業地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う小規模の事業者が組合員になることができます。

Q.3 ①出資金は必ず必要ですか？ ②出資金は脱退時には、 すぐに返してもらえるのですか？

A.3 (1)出資金とは

信用組合は一定地域の中小企業、小規模事業者や勤労者、地域の方々が資金を出し合って設立された協同組織金融機関です。信用組合の基本精神は、「組合員のための、組合員による、組合員の協同組合」ですので、当組合では、ご預金・ご融資を利用いただける方を原則、組合員の方と限らせていただいております。信用組合の組合員になるためには、組合員の資格のある方（後述）が信用組合に出資をしていただく必要がございます。

(2)組合員たる資格とは

次に掲げる方は、当組合の組合員となることができます。ただし、第1号及び第2号に掲げる方については、その常時使用する従業員の数が300人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人、小売業を主たる事業とする事業者については50人）を超え、かつ、法人についてはその資本金の額又は出資の総額が3億円（卸売業を主たる事業とする事業者については1億円、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5,000万円）を超える事業者を除きます。

- (1)当組合の地区内に住所又は居所を有する方
- (2)当組合の地区内において事業を行う小規模の事業者
- (3)当組合の地区内において勤労に従事する方
- (4)当組合の地区内において事業を行う事業者の役員及び当組合の役員

前述ただし書きに規定する事業者であっても、中小企業等協同組合法第7条第2項に掲げる小規模の事業者は、当組合の組合員となることができます。

(3)出資の額は

出資金の額は、1口当たり200円です。

(4)出資金の保護は

出資金は預金保険制度で保護されていないので、信用組合が破綻したときには払戻できない場合があります。

A.3 (5)配当金について

出資金には配当がつきます（ただし、信用組合の利益の程度によって配当の額は変わりますし、配当がない場合もあります）。配当金支払通知書（兼領収書）をご郵送させていただきますが、当組合の本支店窓口で現金出金ができますし、普通預金口座をお持ちであれば、次回より自動的に配当金が普通預金口座に入金されるようにお手続きができます。また、小切手と同じようにお近くのお取引金融機関の口座に窓口で入金することもできます。

(6)お客様が出資金の譲渡をご希望される場合

お客様が出資金の譲渡をご希望される場合は、所定の用紙を提出のうえ、当組合の承諾が必要となります。

また、譲渡の手続には、譲受人が見つかるまで若干の日数を要し、短期間での譲渡による出資金のお受取りができない場合もあります。なお、高額の出資金の場合は、相当の日数を要する場合があります。

(7)お客様が組合員の脱退をご希望される場合

お客様が、組合員の脱退をご希望される場合は、ご預金のように解約して、すぐに現金化することはできません。

「組合員脱退通知書」をご希望の時の事業年度末から90日前までに当組合に提出していただきます。その事業年度末に脱退することになりますが、出資金は、その事業年度末の正味財産に基づいて払戻させていただきますので、その事業年度の総代会終了後に払戻をさせていただきますこととなります。

(8)お客様が当組合の営業地区外へ転居等される場合

お客様が当組合の営業地区外へ転居等される場合は、必ず転居される前に出資金の譲渡手続をとっていただくとともに、転居後は速やかに所定の「変更届」を提出していただきます。

譲渡ができずに転居された場合には、自動的に組合員としての資格を失い脱退することとなります。この場合、出資金の払戻しについては、上記7項の記載と同様に、その事業年度の総代会終了後となります。

Q.4 他の金融機関に比べて定期預金金利が高いのは、何故ですか？

- A.4** 当組合は、スキマ金融に特化し、経営資源（人・物・金）を集中させ、徹底した業務の効率化を図った結果、一人当たりの生産・収益性がより高くなり、高い金利を付けることが可能となっております。

Q.5 大阪協栄信用組合の預金は、預金保険制度の対象ですか？

- A.5** 預金は、預金保険制度の対象となっております。
預金保険制度の対象となる金融機関は、日本国内に本店のある銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会で、当組合も同制度の対象金融機関となっております。

ただし、出資金は、預金保護制度の対象外となっております。

さらに詳しい情報をお求めの方は、当組合ホームページをご覧ください。お近くの本店・支店窓口までお問い合わせください。

●大阪協栄信用組合ホームページ：<http://www.osaka-kyoei.co.jp/>

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。

■ごあいさつ	1	34. 財 形 貯 蓄 残 高 … 取扱いなし	65. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	18
【概況・組織】		35. 職員 1 人当り預金残高	66. 会計監査人による監査 *	18
1. 事 業 方 針	1-4	36. 1 店舗当り預金残高	【その他の業務】	
2. 事 業 の 組 織 *	13	37. 定期預金種類別残高 *	67. 外国為替取扱実績 ……	取扱いなし
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) *	13	【貸出金等に関する指標】	68. 公 共 債 窓 販 実 績 ……	取扱いなし
4. 店舗一覧(事務所の名称・所在地) *	35	38. 貸出金種類別平均残高 *	69. 公 共 債 引 受 額 ……	取扱いなし
5. 営 業 地 区 一 覧	36	39. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 *	70. 手 数 料 一 覧	34
6. 組 合 員 の 推 移	13	40. 貸出金金利区分別残高 *	【その他】	
【主要事業内容】		41. 貸 出 金 使 途 別 残 高 *	71. 当 組 合 の 歩 み	12
7. 主 要 な 事 業 の 内 容 *	34	42. 貸出金業種別残高・構成比 *	72. 総 代 会 に つ い て … 3.4.5.6	
8. 信用組合の代理業者 *	取扱いなし	43. 預貸率(期末・期中平均) *	73. 報 酬 体 系 に つ い て	28
【業務に関する事項】		44. 代理貸付残高の内訳	74. 継続企業の前提の重要な疑義 *	該当なし
9. 事 業 の 概 況 *	7	45. 職員 1 人当り貸出金残高	【地域貢献に関する事項】	
10. 経 常 収 益 *	8	46. 1 店舗当り貸出金残高	75. 地域貢献の取り組み状況	11
11. 業 務 純 益	21	【有価証券に関する指標】	76. 地域密着型金融の取り組み状況	11
12. 経 常 利 益 (損 失) *	8	47. 商品有価証券の種類別平均残高 *	77. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況	10
13. 当期純利益(損失) *	8	48. 有価証券の種類別平均残高 *		
14. 出資総額、出資総口数 *	8	49. 有価証券種類別残存期間別残高 *		
15. 純 資 産 額 *	8	50. 預証率(期末・期中平均) *		
16. 総 資 産 額 *	8	【経営管理態勢に関する事項】		
17. 預 金 積 金 残 高 *	8	51. 法 令 等 遵 守 態 勢 *		3
18. 貸 出 金 残 高 *	8	52. リ ス ク 管 理 態 勢 *		14.15.29.30.31
19. 有 価 証 券 残 高 *	8	53. 苦情処理措置及び紛争解決措置の概要 *		28
20. 単 体 自 己 資 本 比 率 *	8	【財産の状況】		
21. 出資に対する配当金 *	8	54. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書 *		17.18.19.20
22. 職 員 数 *	8	55. リスク管理債権及び同債権に対する保全額 *		27
【主要業務に関する指標】		(1) 破 綻 先 債 権		
23. 業務粗利益及び業務粗利益率 *	21	(2) 延 滞 債 権		
24. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 *	21	(3) 3 ヶ月以上延滞債権		
25. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利働 *	21.22	(4) 貸出条件緩和債権		
26. 受取利息、支払利息の増減 *	21	56. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 *		27
27. 役 務 取 引 の 状 況	21	57. 自己資本充実状況(自己資本比率明細) *		24
28. その他業務収益の内訳	22	58. 有価証券、金銭の信託等の評価 *		22.23
29. 経 費 の 内 訳	21	59. 外 貨 建 資 産 残 高		34
30. 総 資 産 経 常 利 益 率 *	22	60. オフバランス取引の状況		22
31. 総 資 産 当 期 純 利 益 率 *	22	61. 先 物 取 引 の 時 価 情 報		22
【預金に関する指標】		62. オプション取引の時価情報 … 取扱いなし		
32. 預金種目別平均残高 *	25	63. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) *		26
33. 預金者別預金残高	25	64. 貸 出 金 償 却 額 *		26

つながる信頼、輝く明日のために。



 **大阪協栄信用組合**